



熊本県公報

号外 第14号
令和5年(2023年)
6月30日(金)
(毎週火・金発行)

目次

規則

○熊本県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則 ······ (自然保護課) 1

規則

熊本県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年6月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県規則第34号

熊本県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県立自然公園条例施行規則(昭和47年熊本県規則第45号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 公園計画及び公園事業(第2条—第7条の6)

第3章 保護及び利用(第8条—第25条の2)

第4章 生態系維持回復事業(第25条の3—第25条の8)

第4章の2 質の高い自然体験活動の促進のための措置(第25条の9—第25条の13)

第5章 風景地保護協定及び公園管理団体(第26条—第29条)

第6章 雜則(第30条)

附則

第1章 総則

第1条の次に次の章名を付する。

第2章 公園計画及び公園事業

第2条第6号中「給油施設」の次に「その他の自動車に燃料又は動力源としての電気を供給するための施設」を加え、同条第7号中「県立公園」を「県立自然公園」に改め、同条の次に次の2条を加える。

(公園計画の変更の提案に係る添付書類)

第2条の2 条例第9条の2第1項に規定する規則で定める書類は、次に掲げる事項を記載した書面とする。

(1) 条例第9条の2第1項の規定による提案(以下この条において「提案」という。)を行う協議会(条例第16条の2第1項又は第39条の2第1項に規定する協議会をいう。以下この条において同じ。)を組織した市町村

(2) 提案を行う協議会の名称及び構成員の氏名又は名称

(3) 提案の理由

2 知事は、前項各号に掲げるもののほか、提案を踏まえた公園計画の変更に関し必要があると認めるときは、当該提案をした協議会に対し、当該提案に係る場所及びその周辺の風致若しくは景観の状況若しくは特質又は当該提案に係る県立自然公園の利用の状況を記載した書類その他の必要な書類の提出を求めることができる。

(公園事業の決定等の提案に係る添付書類)

第2条の3 条例第10条の2第1項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる事項を記載した書面

ア 条例第10条の2第1項の規定による提案(以下この条において「提案」という。)を行う協議会を組織した市町村

イ 提案を行う協議会の名称及び構成員の氏名又は名称

ウ 提案の理由

(2) 当該公園事業の概要を記載した書面

2 知事は、前項各号に掲げるもののほか、提案を踏まえた公園事業の決定又は変更に関し必要があると認めるときは、当該提案をした協議会に対し、当該提案に係る場所及びその周辺の風致若しくは景観の状況若しくは特質又は当該提案に係る県立自然公園の利用の状況を記載した書類その他の必要な書類の提出を求めることができる。

第3条の見出し中「同意」を「協議」に改め、同条中「同意又は」を「協議又は」に、「同意を得」を「協議し」に改める。

第3条の2の見出し中「同意」を「協議」に改め、同条第1項中「同意を得ようとする者は、県立公園事業執行同意申請書(別記第1号様式)を、同条第3項の認可を受ける者としてする者は、県立公園事業執行認可申請書(別記第1号様式)」を「規定による協議をしようとする者は、県立公園事業執行認可申請書(別記第1号様式)」に改め、同条第3項ただし書中「及び第10号」に改め、「除く」を「及び第11号」に、「及び第11号」を「、第11号及び第12号」に改め、「除く」の次に「とともに、行為の規模が大きいため、第3号から第5号まで及び第10号に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できないと認められる場合にあっては、当該施設の規模及び構造に応じて、適切と認められる縮尺の図面をもって、これらに替えることができる」を加え、同項第3号及び第4号中「以上」を「程度」に改め、同項第5号中「以上」を「程度」に、「構造図、意匠配色図及び給排水計画図」を「及び意匠配色図」に改め、同項第7号中「並びに支出の総額及びその内訳」を「及び支出の総額及び内訳」に改め、同項第12号を同項第13号とし、同項第11号を同項第12号とし、同項第10号を同項第11号とし、同項第9号中「以上」を「程度」に改め、同号を同項第10号とし、同項第8号中「事業資金」を「工事の施行を要する場合にあっては、事業資金」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(9) 宿舎に関する公園事業であつて、特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けるものにあっては、当該仕組み及び当該公園事業の執行による県立自然公園の保護又は利用の増進の内容を明らかにした書類

第3条の2第4項を次のように改める。

4 知事は、前項各号に掲げるもののほか、条例第11条第2項の協議又は同条第3項の認可に関し必要があると認めるときは、当該協議又は認可の申請をした者に対し、縮尺1,000分の1程度の構造図、給排水計画図その他の必要な書類の提出を求めることができる。

第3条の2第5項から第8項までを削る。

第4条を次のように改める。

(変更の協議又は認可を要しない軽微な変更)

第4条 条例第11条第6項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 条例第11条第4項第1号又は第5号に掲げる事項の変更(ただし、同項第5号に掲げる事項の変更にあっては、第2条第3号に掲げる宿舎に関する公園事業であつて、特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けようとするものを除く。)

(2) 前条第2項第1号から第3号までに掲げる事項の変更(ただし、同項第1号に掲げる事項の変更にあっては公園施設の規模、色彩又は形態の変更を伴わないものに限る。)

第4条の次に次の2条を加える。

(公園事業の内容の変更の協議又は認可の申請)

第4条の2 条例第11条第6項の規定による協議をしようとする者又は認可を受けようとする者は、公園事業変更協議書(認可申請書)(別記第1号の2様式)を知事に提出するものとする。

2 条例第11条第8項において準用する同条第5項に規定する規則で定める書類は、第3条の2第3項第3号及び第4号に掲げる書類のほか、変更に係る同項各号に掲げる書類(同項第3号及び第4号に掲げるものを除く。)とする。

3 知事は、前項に定めるもののほか、条例第11条第6項の協議又は認可に関し必要と認めるときは、当該協議又は認可の申請をした者に対し、縮尺1,000分の1程度の構造図、給排水計画図その他の必要な書類の提出を求めることができる。

(変更の協議又は認可を要しない軽微な変更の届出)

第4条の3 条例第11条第9項の規定による届出は、公園事業軽微変更届出書(別記第1号の3様式)を知事に提出するものとする。

第5条の見出し中「同意」を「協議」に改め、同条第1項を次のように改める。

条例第13条第1項の規定による承認を受けようとする者は、公園事業承継承認申請書(別記第2号様式)を知事に提出するものとする。

第5条第5項第1号中「及び第11号」を「及び第12号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第13条第2項」を「第13条第3項」に、「県立公園事業相続承認申請書(別記第3号の3様式)」を「公園事業相続承認申請書(別記第2号の3様式)」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項各号列記以外の部分中「前2項の申請書」を「前項の協議書又は申請書」に改め、同項第2号中「及び第11号」を「及び第12号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項を次のように改める。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 譲受人が個人の場合にあっては、譲受人の住民票の写し

(2) 譲受人が法人の場合にあっては、譲受人の定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書

(3) 第3条の2第3項第3号、第4号及び第12号に掲げる書類

(4) 譲受人が行う公園施設の管理又は経営に要する経費について収入及び支出の総額及び内訳を記載した書類その他譲受人が公園施設を適切に管理し又は経営することができることを証する書類

(5) 宿舎に関する公園事業であって、譲受人が譲り受けた後に特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けるものにあっては、当該仕組み及び当該公園事業の執行による県立自然公園の保護又は利用の増進の内容を明らかにした書類

(6) 譲渡及び譲受けに係る譲渡人及び譲受人の意思の決定を証する書類

第5条第2項の次に次の1項を加える。

3 条例第13条第2項の規定による承継の協議をしようとする者又は承認を受けようとする者は、公園事業承継協議書（承認申請書）（別記第2号の2様式）を知事に提出するものとする。

第6条第1項中「県立公園事業休止（廃止）届出書（別記第4号様式）」を「公園事業を休止し、又は廃止しようとする日の1月前までに、公園事業休止（廃止）届出書（別記第3号様式）」に改める。

第7条の見出し中「同意又は」を削り、同条第1項中「県立公園事業同意（認可）失効届出書（別記第4号の2様式）」を「公園事業執行認可失効届出書（別記第3号の2様式）」に改める。

第7条の次に次の5条及び章名を加える。

（協議会の公表）

第7条の2 条例第16条の2第4項の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 協議会（条例第16条の2第1項に規定する協議会をいう。第7条の4及び第7条の6において同じ。）の名称及び構成員の氏名又は名称

(2) 協議の対象となる利用拠点区域

2 条例第16条の2第4項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（利用拠点整備改善計画の認定の申請）

第7条の3 条例第16条の3第1項の規定による認定の申請（以下この条において「認定の申請」という。）をしようとする者は、利用拠点整備改善計画認定申請書（別記第4号様式）を知事に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、区域の規模が大きいため、第1号及び第2号に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できないと認められる場合にあっては、当該区域の規模に応じて適切と認められる縮尺の図面をもって、これらの図面に替えることができる。

(1) 計画区域の位置を明らかにした縮尺25,000分の1程度の地形図

(2) 計画区域及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1程度の概況図及び天然色写真

(3) 条例第11条第2項の協議又は同条第3項の認可を要する条例第16条の3第2項第4号に規定する利用拠点整備改善事業（以下この条及び次条において「利用拠点整備改善事業」という。）に関する次に掲げる書類（運輸施設に関する公園事業に係る利用拠点整備改善事業にあってはアに掲げる書類、公共団体が執行する公園施設に関する公園事業に係る利用拠点整備改善事業にあってはアに掲げる書類のうち第3条の2第3項第3号及び第4号に掲げる書類に限る。）

ア 第3条の2第3項第1号から第4号まで、第6号、第12号及び第13号に掲げる書類

イ 公園施設を適切に管理又は経営することができることを証する書類

(4) 条例第11条第6項の協議又は認可を要する利用拠点整備改善事業に関する第3条の2第3項第3号及び第4号に掲げる書類並びに公園事業の変更に係る前号ア及びイに掲げる書類（同項第3号及び第4号に掲げる書類を除く。）

(5) 条例第21条第4項の許可を要する利用拠点整備改善事業に関する第9条第2項第1号及び第2号に掲げる図面

(6) 条例第31条第1項の規定による届出を要する利用拠点整備改善事業に関する第9条第2項第1号及び第2号に掲げる図面

3 知事は、前項各号に掲げるもののほか、条例第16条の3第4項の規定による認定に関し必要があると認めるときは、当該認定に係る認定の申請をした者に対し、当該申請に係る利用拠点整備改善計画が同項各号に適合することを確認するために必要な書類の提出を求めることができる。

（利用拠点整備改善計画の記載事項）

第7条の4 利用拠点整備改善事業の実施主体の記載は、個人にあっては氏名及び住所を、法人にあっては名称、住所及び代表者の氏名を明示してするものとする。

2 条例第16条の3第2項第8号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 利用拠点整備改善計画の名称

(2) 利用拠点整備改善計画を作成した協議会の名称及び構成員の氏名又は名称

(3) 利用拠点整備改善計画に係る事務の実施体制

(4) 条例第21条第4項の許可を要する利用拠点整備改善事業にあっては、当該許可を要する行為に係る行為の種類、場所及び施行方法

(5) 条例第31条第1項の規定による届出を要する利用拠点整備改善事業にあっては、当該届出を要する行為に係る行為の種類、場所及び施行方法

(6) その他参考となるべき事項

（認定を受けた利用拠点整備改善計画の公表）

第7条の5 条例第16条の3第6項（条例第16条の4第3項において準用する場合を含む。）の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（利用拠点整備改善計画の軽微な変更）

第7条の6 条例第16条の4第1項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 利用拠点整備改善事業の実施主体の氏名若しくは名称、住所又は法人の代表者の氏名の変更
- (2) 利用拠点整備改善事業の実施時期の変更
- (3) 利用拠点整備改善計画を作成した協議会の構成員の変更又は当該協議会の構成員の氏名若しくは名称の変更
- (4) 第4条各号に掲げる変更
- (5) 計画期間の変更
- (6) 前各号に掲げるもののほか、変更後の利用拠点整備改善計画が条例第16条の3第4項各号のいずれにも適合することが明らかであると認められる変更

第3章 保護及び利用

第8条中「県立公園」を「県立自然公園」に改める。

第9条第2項から第4項までを次のように改める。

2 前項に規定する申請書には、次に掲げる図面を添えなければならない。ただし、行為の規模が大きいため、次に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できないと認められる場合にあっては、当該行為の規模に応じて適切と認められる縮尺の図面をもって、これらの図面に替えることができる。

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺25,000分の1程度の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1程度の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1程度の平面図、立面図、断面図及び意匠配色図
- (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1程度の図面

3 知事は、前項各号に掲げるもののほか、条例第21条第4項の許可に関し必要があると認めたときは、当該許可の申請をした者に対し、縮尺1,000分の1程度の構造図その他の必要な書類の提出を求めることができる。

4 申請に係る行為（道路の新築及び農林漁業のために反復継続して行われるものと除く。）の場所の面積が1ヘクタール以上である場合又は申請に係る行為がその延長が2キロメートル以上若しくはその幅員が10メートル以上となる計画になっている道路の新築（条例の規定による許可を現に受け又は受けたことが確実である行為が行われる場所に到達するためのものを除く。）である場合にあっては、第1項の申請書には、第2項各号に掲げる図面のほか、次に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。

- (1) 当該行為の場所及びその周辺の植生、動物相その他の風致の状況及び特質
- (2) 当該行為により得られる自然的、社会経済的な効用
- (3) 当該行為が風致に及ぼす影響の予測及び当該影響を軽減するための措置
- (4) 当該行為の施行方法に代替する施行方法により当該行為の目的を達成し得る場合にあっては、当該行為の施行方法及び当該方法に代替する施行方法を風致の保護の観点から比較した結果

第9条に次の1項を加える。

5 知事は、第1項に規定する申請書の提出があった場合において、申請に係る行為が当該行為の場所又はその周辺の風致に著しい影響を及ぼすおそれの有無を確認する必要があると認めたときは、申請者に対し、前項各号に掲げる事項を記載した書類の提出を求めることができる。

第9条の2を第9条の3とし、同条の次に次の1条を加える。

（特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為）

第9条の4 条例第21条第4項第18号の規則で定める行為は、知事が指定する道路（主として歩行者の通行の用に供するものであって、舗装がされていないものに限る。）において車馬を使用することとする。

第9条の次に次の1条を加える。

（既着手行為等の届出書）

第9条の2 条例第21条第5項の規定による届出は、特別地域内行為着手済届出書（別記第6号様式）により行うものとする。

2 条例第21条第6項の規定による届出は、特別地域内非常災害応急措置届出書（別記第7号様式）により行うものとする。

3 条例第21条第7項の規定による届出は、特別地域内植栽届出書（別記第8号様式）又は特別地域内家畜の放牧届出書（別記第9号様式）により行うものとする。

第10条中「第21条第8項第4号」を「第21条第8項第5号」に改め、同条第4号中「又は集合する場所から20メートル以上の距離にある炭窯」を「又は集合する場所から20メートル以上の距離にあって、かつ、その水平投影面積が1,000平方メートル以下である炭がま」に、「又は増築すること」を「又は増築すること（改築又は増築にあっては、改築又は増築後において、その水平投影面積が1,000平方メートル以下であるものに限る。）」に改め、同条第6号中「前各号若しくは次号から第47号まで」を「こ

の条の各号」に改め、同条第15号中「巣箱」を「野生鳥獣の保護増殖のための巣箱」に改め、同条中第16号の2を第16号の3とし、同号の次に次の9号を加える。

(16)の4 電波法(昭和25年法律第131号)第2条第4号に規定する無線設備を改築し、又は増築(新たに増築する無線設備の高さが、既存の無線設備の高さ又はそれが附帯する工作物の高さのうちいずれか高い方の位置を超えないものに限り、かつ、増築部分の最高部と最低部の高さの差が2メートル以下であるものに限る。)すること。

(16)の5 既存の電線、電話線若しくは通信ケーブル(以下「電線等」という。)を改築すること又は既存の電線等に沿って電線等を新築し、若しくは増築すること(既存の電線等の色彩と同等と認められるものに限る。)。

(16)の6 既存の電線等に附帯する工作物を新築し、改築し、又は増築すること(既存の電線等の色彩と同等と認められるものに限る。)。

(16)の7 変圧器その他の電柱に附帯する設備を改築し、又は増築すること(当該電柱の高さを超えないものに限る。)。

(16)の8 支持物から他の支持物を経ずに需要場所の引込口に至る電線、電話線又は通信ケーブル並びに引込みに要する設備を設置すること。

(16)の9 野生鳥獣による人、家畜、農作物、森林又は生態系に対する被害を防ぐためにカメラを設置し、又は柵、金網その他必要な施設(その高さが3メートルを超えない施設であって、道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から20メートル以上離れているものに限る。)を新築し、改築し、若しくは増築すること。

(16)の10 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号)第2条第1項に規定する特定外来生物(以下この条において「特定外来生物」という。)の防除又は保安の目的で、カメラを設置すること。

(16)の11 知事が指定する地域以外の地域において既存の建築物の屋根面に太陽光発電施設(当該施設の色彩及び形態が、県立自然公園の風致の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして、知事が指定する色彩及び形態であるものに限る。)を設置すること。

(16)の12 県が、県立自然公園の保護又は適正な利用の推進のために人の立ち入りを防止するための柵又は当該県立自然公園の利用者数を計測するための機器その他の仮設の工作物(高さが3メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が3平方メートル以下であるものに限る。)を新築し、改築し、又は増築すること。

第10条第16号の次に次の1号を加える。

(16)の2 境界標(不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第77条第1項第9号に規定する境界標をいう。)を設置すること。

第10条第18号を次のように改める。

(18) 自家用のために木竹(条例第21条第4項第11号の知事が指定する植物(以下「採取等規制植物」という。)であるものを除く。)を伐採(塊状伐採を除く。)すること。

第10条第18号の次に次の2号を加える。

(18)の2 生業の維持のため、必要な範囲内で竹(高さが50センチメートル以内のものに限る。)を伐採すること。

(18)の3 施設又は設備の維持管理を行うため必要な範囲内で竹(高さが3メートル以内のものに限る。)を伐採すること。

第10条第21号中「又は電線路の維持」を削り、同号の次に次の2号を加える。

(21)の2 電線路の維持に必要な範囲内で木竹を伐採すること。

(21)の3 道路(主として歩行者の通行の用に供するものを除く。)、鉄道又は軌道の交通の障害となる木竹を伐採すること。

第10条第22号中「茨」を「いばら」に改め、同条第22号の2を次のように改める。

(22)の2 牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で竹又はかん木を伐採すること。

第10条中第22号の16を削り、第22号の15を第22号の16とし、第22号の13及び第22号の14を削り、第22号の12を第22号の13とし、同号の次に次の2号を加える。

(22)の14 牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(22)の15 採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

第10条中第22号の11を第22号の12とし、第22号の5から第22号の10までの1号ずつ繰り下げ、同条第22号の4中「木竹」の次に「(採取等規制植物であるのを除く。次号において同じ。)」を加え、同号を同条第22号の5とし、同条第22号の3中「損傷すること(」を「損傷(」に、「することに限る。次号から第22号の19までにおいて同じ。)」を「するものに限る。以下この条において同じ。)」することに改め、同号を同条第22号の4とし、同条第22号の2の次に次の1号を加える。

(22)の3 採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲内で竹又はかん木を伐採すること。

第10条第22号の17中「行為」を「業務」に改め、同条第35号中「排出すること(し尿を排出することを除く。)」を「排出(し尿の排出を除く。)すること」に改め、同条第38号中「広告物その他これに類する物」を「広告物等」に改め、「広告その他これに類するものを」を削り、同条第41号中「の保護管理又は野生鳥獣の保護増殖」を「又は野生動植物の保護管理」に改め、同条中第42号の11を第42号の12とし、第4

2号の2から第42号の10までを1号ずつ繰り下げ、第42号の次に次の1号を加える。

(42)の2 特定外来生物の防除の目的で、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。

第10条第43号中「にある植物で、条例第21条第4項第11号の規定により知事が指定するものを」を「において採取等規制植物を」に改め、同条第43号の2を次のように改める。

(43)の2 農業を営むために必要な範囲内で採取等規制植物を損傷すること。

第10条中第43号の13を削り、第43号の12を第43号の13とし、第43号の9から第43号の11までを削り、第43号の8を第43号の11とし、同号の次に次の1号を加える。

(43)の12 国、地方公共団体又は特定外来生物の防除を目的とする催しに参加した者が、特定外来生物である動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

第10条中第43号の4から第43条の7までを3号ずつ繰り下げ、同条第43号の3中「条例第21条第4項第12号の知事が」を「同号の知事が」に改め、同号を同条第43号の6とし、同条第43号の2の次に次の3号を加える。

(43)の3 牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で採取等規制植物を損傷すること。

(43)の4 採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲内で当該採取等規制植物を損傷すること。

(43)の5 国、地方公共団体又は特定外来生物の防除を目的とする催し（国又は地方公共団体が実施するものであって、あらかじめ、その内容及び実施期間を記載した書面が、知事に提出されたものに限る。第43号の12において同じ。）に参加した者が、特定外来生物である植物（木竹を除く。）を採取し、又は損傷すること。

第10条第43号の14中「条例第21条第4項第14号の知事が指定する区域内において放つものに限る。」を「同号の知事が指定する区域内において放つものに限る。」に改め、同条第43号の15中「、植栽又は播（は）種」を「等」に改め、同条第43号の16及び第43号の17を削り、同条第43号の18を同条第43号の16とし、同条第43号の19を同条第43号の17とし、同条第44号の中「規定する便益施設」を「掲げる施設」に改め、「以下」の次に「この号において」を加え、同条第45号の13を削り、同条第45号の14を同条第45号の13とし、同条第45号の15を同条第45号の14とし、同条第45号の16中「又は前各号若しくは次号から第47号まで」を「又はこの各号」に改め、同号を同条第45号の15とし、同条第45号の17を同条第45号の16とし、同条第45号の18中「又は条例」を削り、同号を同条第45号の20から第45号の27までを1号ずつ繰り上げ、同条第45号の28中「区域」を「区域内」に改め、同号を同条第45号の27とし、同条第45号の29を第45号の28とし、第45号の30を第45号の29とし、同号の次に次の7号を加える。

(45)の30 公園管理団体が行う条例第47条第1項各号及び第2項各号に掲げる業務のために必要な行為であって、その行為の内容及び実施期間を記載した書面が14日前までに知事に提出されたものを行うこと。

(45)の31 熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成16年熊本県条例第19号）第16条の規定による知事の許可に係る行為として、条例第21条第4項各号に掲げるものを行うこと。

(45)の32 熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例第43条第1項に規定する認定保護管理事業等の実施のために必要な行為として、条例第21条第4項各号に掲げるものを行うこと。

(45)の33 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除の実施のために必要な行為として、条例第21条第4項各号に掲げるものを行うこと。

(45)の34 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条の2第1項から第5項までの規定による保全事業の実施のために必要な行為として、条例第21条第4項各号に掲げるものを行うこと。

(45)の35 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の規定により、知事の許可に係る行為として、条例第21条第4項各号に掲げるものを行うこと。

(45)の36 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条の2第1項の規定による指定管理鳥獣捕獲等事業による指定管理鳥獣の捕獲に伴う行為として、条例第21条第4項各号に掲げるものを行うこと。

第10条中第47号を第48号とし、第46号を第47号とし、同号の前に次の1号を加える。

(46) 道路、駐車場、運動場、芝生で覆われた園地、植生のない砂浜その他の原状回復が可能な場所において、地域の活性化を目的とする自然を活用した催しを実施するため、工作物を新築し、改築し、若しくは増築し、広告物等を建築物の壁面に掲出し、若しくは設置し、若しくは工作物等に表示し、小規模に土地の形状を変更し、又は屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること（一時的に行われ、当該催しの終了後遅滞なく原状回復が行われるものであって、かつ、地方公共団体が作成し、当該催しの開始の日の30日前までに知事に提出した特別地

域（普通地域）内で行う自然を活用した催しの計画書（別記第9号の2様式）に基づき行われるものに限る。）。

第12条中「第22条第3項第6号」を「第22条第3項第7号」に、「県立公園」を「県立自然公園」に改め、同条第1号ア中「第16号」の次に「、第16号の12」を加え、「、第22号の2、第22号の8、第22号の12」を「、第21号の2、第22号の9」に改め、「、第22号の14、第22号の16」を削り、「、第43号の2、第43号の5、第43号の9、第43号の10、第43号の11、第45号の13、第45号の19又は第45号の28」を「、第43号の5、第43号の8、第43号の12、第45号の18、第45号の27又は第45号の30から第45号の36まで」に改め、同条第22号中「県の職員」を「県若しくは公園管理団体の職員又は県から委託を受けた者」に、「巡視」を「巡視又は調査」に改め、同条第23号中「付帯」を「附帯」に改める。第13条第1号中「人數」の次に「又は船舶（ろかい又は主としてろかいをもつて運転する船を含む）の隻数」を加え、同条第5号中「として、」の次に「知事が」を加える。

第15条第1項第2号中「有功期間」を「有効期間」に改める。

第16条の次に次の1条を加える。

（他の利用者をその監督の下に立ち入らせることができる者の要件）

第16条の2 条例第23条第7項に規定する規則で定める要件は、その者の監督の下に立ち入る者の立入りが、同条第1項各号のいずれにも適合するよう、必要に応じ、当該者を監督し、必要な指導を行うことができる知識及び能力を有していることとする。

第17条第2項第1号中「準ずるもの。」を「準ずるもの」に改める。

第18条第1項中「前段の規程」を「前段の規定」に改める。

第22条に次の2項を加える。

2 前項の届出書には、第9条第2項各号に掲げる図面を添えなければならない。

3 条例第31条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 行為者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 行為の目的

(3) 行為地及びその付近の状況

(4) 行為の完了予定日

第23条第1号及び第2号中「海面」を「海域」に改める。

第24条中「第31条第7項第4号」を「第31条第7項第5号」に改め、同条第1号中「第16号の2まで」を「第16号の12まで」に、「から第42号まで」を「から第42号の2まで」に、「又は第46号」を「若しくは第45号の30から第45号の36まで」に改め、同条第2号から第5号までを削り、同条第1号の2を同条第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

(3) 地表から1メートル以下の高さで、広告物等（表示面の面積が1平方メートル以下であるものに限る。）を設置すること（同一敷地内又は同一場所内における広告物等の表示面の面積の合計が5平方メートル以下の場合に限る。）。

第24条第6号を同条第4号とし、同条中第7号から第9号までを2号ずつ繰り上げ、同条第10号中「200平方メートル」の次に「（海底にあっては100平方メートル）」を加え、同号を同条第8号とし、同条中第11号から第15号までを2号ずつ繰り上げ、同条第16号中「土地」の次に「又は海底」を、「200平方メートル」の次に「（海底にあっては100平方メートル）」を加え、同号を同条第14号とし、同条第17号を削り、同条第18号中「漁礁」を「魚礁」に改め、同号を同条第15号とし、同号の次に次の1号を加える。

(16) 道路、駐車場、運動場、芝生で覆われた園地、植生のない砂浜その他原状回復が可能な場所において、地域の活性化を目的とする自然を活用した催しを実施するため、工作物を新築し、改築し、若しくは増築し、広告物等を建築物の壁面に掲出し、若しくは設置し、若しくは工作物等に表示し、又は小規模に土地の形状を変更するなど（一時的に行われ、当該催しの終了後遅滞なく原状回復が行われるものであって、かつ、地方公共団体が作成し、当該催しの開始の日の30日前までに知事に提出した特別地域（普通地域）内で行う自然を活用した催しの計画書（別記第9号の2様式）に基づき行われるものに限る。）。

第24条中第19号を第17号とし、同条に次の1号を加える。

(18) 前条第1号に規定する基準を超える工作物の新築、改築又は増築（改築又は増築後において同号に規定する基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）以外の工作物の新築、改築又は増築に附帯する行為

第25条の見出しつ中「添付書類」を「添付図面等」に改め、同条第1項中「当該申請書又は届出書に添えなければならない書類」を「第9条第2項及び第3項又は第22条第2項の規定により申請書又は届出書に添えなければならない図面又は書類」に、「添付書類」を「添付図面等」に改める。

第25条の4第5項から第8項までを削り、同条を第25条の5とし、同条の次に次の3条、1章及び章名を加える。

（変更の確認又は認定を要しない軽微な変更）

第25条の6 条例第37条第6項ただし書の規則で定める軽微な変更は、同条第4項第1号に掲げる事項に係る変更とする。

（生態系維持回復事業の内容の変更の確認又は認定の申請）

第25条の7 条例第37条第7項の確認を受けようとする者は、生態系維持回復事業変更確認申請書（別記第14号様式）を知事に提出するものとする。

2 条例第37条第7項の認定を受けようとする者は、生態系維持回復事業変更認定申請書（別記第15号様式）を知事に提出するものとする。
(軽微な変更の届出)

第25条の8 条例第37条第9項の届出は、生態系維持回復事業軽微変更届（別記第16号様式）により行うものとする。

第4章の2 質の高い自然体験活動の促進のための措置
(協議会の公表)

第25条の9 第7条の2の規定は、条例第39条の2第3項において準用する条例第16条の2第4項の規定による公表について準用する。この場合において、第7条の2第1項第1号中「条例第16条の2第1項に規定する協議会をいう。第7条の4及び第7条の6において同じ」とあるのは「条例第39条の2第1項に規定する協議会をいう。第25条の11及び第25条の13において同じ」と、第7条の2第1項第2号中「利用拠点区域」とあるのは「県立自然公園の区域」と読み替えるものとする。

(自然体験活動促進計画の認定の申請)

第25条の10 条例第39条の3第1項の規定による認定の申請（以下この条において「認定の申請」という。）をしようとする者は、自然体験活動促進計画認定申請書（別記第17号様式）を知事に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、区域の規模が大きいため、第1号に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できないと認められる場合にあっては、当該区域の規模に応じて適切と認められる縮尺の図面をもって、これらの図面に替えることができる。

- (1) 計画区域の位置を明らかにした縮尺25,000分の1程度の地形図
- (2) 条例第21条第4項の許可を要する自然体験活動促進事業に関する第9条第2項第1号及び第2号に掲げる図面
- (3) 条例第31条第1項の規定による届出を要する自然体験活動促進事業に関する第9条第2項第1号及び第2号に掲げる図面

3 知事は、前項各号に掲げるもののほか、条例第39条の3第3項の規定による認定に関し必要があると認めるときは、当該認定に係る認定の申請をした者に対し、当該申請に係る自然体験活動促進計画が同項各号に適合することを確認するために必要な書類の提出を求めることができる。

(自然体験活動促進計画の記載事項)

第25条の11 自然体験活動促進事業の実施主体の記載は、個人にあっては氏名及び住所を、法人にあっては名称、住所及び代表者の氏名を明示してするものとする。

2 条例第39条の3第2項第6号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 自然体験活動促進計画の名称
- (2) 自然体験活動促進計画を作成した協議会の名称及び構成員の氏名又は名称
- (3) 自然体験活動促進計画に係る事務の実施体制
- (4) 条例第21条第4項の許可を要する自然体験活動促進事業にあっては、当該許可を要する行為に係る行為の種類、場所及び施行方法
- (5) 条例第31条第1項の規定による届出を要する自然体験活動促進事業にあっては、当該届出を要する行為に係る行為の種類、場所及び施行方法
- (6) 計画区域における適正な利用に係る啓発に関する事項
- (7) その他参考となるべき事項

(認定を受けた自然体験活動促進計画の公表)

第25条の12 条例第39条の3第6項（条例第39条の4第3項において準用する場合を含む。）の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(自然体験活動促進計画の軽微な変更)

第25条の13 条例第39条の4第1項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 自然体験活動促進事業の実施主体の氏名若しくは名称、住所又は法人の代表者の氏名の変更
- (2) 自然体験活動促進事業の実施時期の変更
- (3) 自然体験活動促進計画を作成した協議会の構成員の変更又は当該協議会の構成員の氏名若しくは名称の変更
- (4) 計画期間の変更
- (5) 前各号に掲げるもののほか、変更後の自然体験活動促進計画が条例第39条の3第3項各号のいずれにも適合することが明らかであると認められる変更

第5章 風景地保護協定及び公園管理団体

第25条の3の見出し中「県立公園における」を削り、同条第2号中「県立公園」を「県立自然公園」に改め、同条を第25条の4とする。

第25条の2の見出し中「県立公園における」を削り、同条第1号中「県立公園」を「県立自然公園」に改め、同条を第25条の3とし、第25条の次に次の1条及び章名を加える。

(野生動物の生態に影響を及ぼす行為)

第25条の2 条例第35条第1項第3号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 野生動物（条例第35条第1項第3号に規定する野生動物をいう。次号において

同じ。)に餌を与えること。

(2) 野生動物に著しく接近し、又はつきまとうこと。

第4章 生態系維持回復事業

第28条の次に次の1条を加える。

(公園管理団体となることができる法人)

第28条の2 条例第46条第1項に規定する規則で定める法人は、会社又は森林組合法
(昭和53年法律第36号)に規定する森林組合とする。

第29条第2号中「第47条各号に掲げる業務」を「第47条第1項各号及び同条第2項各号に掲げる業務(同項各号に掲げる業務にあっては、当該公園管理団体の業務として行うものに限る。以下同じ。)」に改め、同条第3号中「第47条各号」を「第47条第1項各号及び同条第2項各号」に改め、同条第4号中「営利を目的としないことその他の条例第47条各号」を「条例第47条第1項各号及び同条第2項各号」に改め、同条に次の1号を加える。

(5) 会社又は森林組合にあっては、県立自然公園の植生の保全その他の自然の風景地の保護に資する活動又は主として歩行者の通行の用に供する道路その他の施設の補修その他の維持管理に係る実績を有していること。

第29条の次に次の章名を付する。

第6章 雜則

第30条中「条例」の次に「第17条第3項、」を加え、「及び第52条第4項」を「第39条の6第2項又は第52条第4項」に、「別記第17号様式」を「別記第18号様式」に改める。

別記第1号様式から別記第1号の3様式までを次のように改める。

別記第1号様式(第3条の2関係)

公園事業執行協議書（認可申請書）

熊本県立自然公園条例第11条第2項の規定により、 県立自然公園内において次の
とおり に関する公園事業を執行したいので協議（申請）します。

年 月 日

申請者 住所(所在地)
氏名(名称及び代表者名)
電話番号

熊本県知事 様

公園施設の種類		
公園施設の位置	市 町 熊本県 大字 字 番地 郡 村	
公園施設の規模及び構造		
公園施設の管理 又は経営の方法	経営方法	直営 委託(受託者)
	料金徴収	有 (標準的な額) 無
	供用期間	通年 季節(供用期間)
	分譲型 ホテル等	有 (種類・仕組み) 無
公園施設の供用開始の予定年月日	年 月 日	

工事施行の 予定期間	年 月 日	着工
	年 月 日	完成
備考		

1 添付書類

(ただし、運輸施設に関する公園事業にあっては、(7)、(8)及び(10)を、協議にあっては(1)、(2)、(6)から(8)、(10)及び(11)を除く。)

- (1) 個人にあっては、住民票の写し
- (2) 法人にあっては、登記事項証明書
- (3) 公園施設の位置を明らかにした縮尺1:25,000程度の地形図
- (4) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺1:5,000程度の概況図及び天然色写真(カラー写真)
- (5) 公園施設の規模及び構造を明らかにした縮尺1:1,000程度の各階平面図、2面以上の立面図、2面以上の断面図及び意匠配色図並びに事業区域内にある公園施設の配置を明らかにした縮尺1:1,000程度の配置図(運輸施設に関する公園事業にあっては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。)
- (6) 法人にあっては、定款、寄附行為又は規約
- (7) 公園施設の管理又は経営に要する経費について収入及び支出の総額及び内訳を記載した書類その他公園施設等を適切に管理又は経営することができることを証する次に掲げる書類
 - ア 法人にあっては、直前3年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずる書類
(設立後3年を経過していない法人にあっては、設立後の各事業年度に係るもの)
 - イ 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収入及び支出の総額及び内訳を明らかにした収支予算書
- (8) 工事の実行を要する場合にあっては、事業資金を調達することができることを証する書類
- (9) 工事の実行を要する場合にあっては、木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類及び縮尺1:1,000程度の図面
- (10) 工事の実行を要する場合にあっては、積算の基礎を明らかにした工事費概算書
- (11) 公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用することができることを証する書類(分譲型ホテル等(宿舎に関する公園事業であって、特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けるものをいう。以下同じ。)の場合であって、当該施設の所有権を客室単位等で販売するものにあっては、公園施設の耐用年数に応じた借地借家法(平成3年法律第90号)に基づく定期借地権が設定されるこ

と又は公園施設の大規模修繕や建替えが円滑に実施されることが見込まれる措置が講じられることが明示された建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）に基づく区分所有者等と公園事業者の契約内容を明らかにした書類を含める）

- (12) 公園事業の執行に関し土地収用法の規定により土地又は権利を収用し又は使用する必要がある場合にあっては、その収用又は使用を必要とする理由書
- (13) 分譲型ホテル等の場合にあっては、以下の書類（エ、オについてはそのいずれか）
 - ア 特定の者が優先的に宿泊する仕組みを明らかにした書類
 - イ 一般の利用者の宿泊の機会を確保する仕組みを明らかにした書類
 - ウ 年間延べ宿泊可能客室数のうち一般の利用者の宿泊の機会が確保される年間延べ宿泊可能客室数が占める割合を明らかにした書類
 - エ 公園施設が所在する地域の再活性化又は上質化に向けた取組内容を明らかにした書類
 - オ 改築、増築又は建替えを行う廃屋又は老朽化施設の敷地内の配置を明らかにした縮尺1:1,000程度の配置図、天然色写真（カラー写真）及び登記事項証明書
- (14) その他審査事項の確認に必要な書類

2 記載上の注意

- (1) 「公園施設の種類」欄には、○○線道路（車道）、○○宿舎等の県立自然公園事業の名称及び種類を記載してください。
- (2) 「公園施設の位置」欄には、郡、市町村、大字、字、小字、地番（地先）等を記載してください。ただし、道路にあっては起終点の位置を記載してください。
- (3) 「公園施設の規模・構造」欄については、以下の事項に留意し、別に定める記載事項を参照の上記載してください。
 - ア 添付書類と照合できるよう詳細かつ明確に記載してください。
 - イ 施設が複数にわたる場合は、個々の施設ごとの規模を記載してください。
- (4) 「公園施設の管理又は経営方法」の各欄には以下の事項を記載してください。
(ただし、運輸施設に関する公園事業にあっては、直営又は委託の別、料金徴収の有無、通年供用又は季節供用の別のみ記載してください。)
 - ア 直営又は委託の別。委託する場合にあっては受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
 - イ 料金徴収の有無。料金を徴収する場合にあっては標準的な額。
 - ウ 通年供用又は季節供用の別。季節供用の場合にあってはその供用期間。
 - エ 分譲型ホテル等の該当の有無。分譲型ホテル等にあっては、その種類（コンドホテル、会員制ホテル、企業保養所の別）並びに特定の者が優先的に宿泊する仕組みの概要、一般の利用者の宿泊の機会を確保する仕組みの概要及び年間延べ宿泊可能客室数のうち一般利用者の宿泊の機会が確保される年間延べ宿泊可能客室数が

占める割合

- (5) 「備考」欄には、以下の事項を記載してください。
- ア 公園施設の敷地の所有関係及び使用の可否
 - イ 当該事業の執行（工事の施行を含む。）が他の法令、条例又は規則、条例又は規則の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合は、関係法令名及び適用条項並びにその手続の状況
 - ウ 公園施設の通称がある、又は付す予定がある場合は通称
 - エ 公園事業の執行に係る関連行為の概要
 - オ 申請（協議）者と担当者が異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等
- (6) 添付書類のうち、建築物に関する各階平面図には、間取り及び客室等の用途を記載してください。また、分譲型ホテル等にあっては、分譲販売又は会員販売等の対象となる客室を明らかにしてください。
- (7) 不要の文字は、抹消してください。

別記第1号の2様式(第4条の2関係)

公園事業変更協議書（認可申請書）

熊本県立自然公園条例第11条第3項の規定により、 県立自然公園内において次のとおり に関する公園事業を執行したいので協議（申請）します。

年 月 日

申請者 住所(所在地)
氏名(名称及び代表者名)
電話番号

熊本県知事 様

執 行 の 協 議 を し た (認 可 を 受 け た) 年 月 日 及 び 番 号		年 月 日 熊本県指令 第 号	
変 更 の 内 容	事 項	変 更 前	変 更 後
	公園施設の種類		
	公園施設の位置		
	公園施設の規模・構造		
	公園施設の管理又は経営方法	経営方法	
料金徴収			
供用期間			
分譲型ホテル等			

変更しようとする 年 月 日	年 月 日
工事施行の 予定期間	年 月 日 着工 年 月 日 完了
変更を必要とする 理由	
備考	

1 添付書類

- (1) 公園施設の位置を明らかにした縮尺1:25,000程度の地形図
- (2) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺1:5,000程度の概況図及び天然色写真(カラー写真)
- (3) 変更に係る別記第1号様式の添付書類(5)から(13)に掲げる書類(ただし、運輸施設に関する公園事業にあっては(7)、(8)及び(10)を、協議にあっては、(6)から(8)、(10)及び(11)を除く。)

2 記載上の注意

- (1) 「執行の協議をした(認可を受けた)年月日及び番号」欄には、当該事業の執行の協議回答(認可指令)書記載のものを記入してください。
- (2) 「公園施設の種類」欄には、○○線道路(車道)、○○宿舎等の公園事業の名称及び種類を記載してください。
- (3) 「変更の内容」欄には、協議をした(認可を受けた)事項と今回変更する事項とを対比し、添付書類と照合できるよう明確に記載してください。
- (4) 「公園施設の管理又は経営方法」欄には、以下の事項を記載してください。(ただし、運輸施設に関する公園事業にあっては、直営又は委託の別、料金徴収の有無、通年供用又は季節供用の別に係る変更のみ記載してください。)
 - ア 直営又は委託の別。委託する場合にあっては受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名。
 - イ 料金徴収の有無。料金を徴収する場合にあっては標準的な額。
 - ウ 通年供用又は季節供用の別。季節供用の場合にあってはその供用期間。
 - エ 分譲型ホテル等(宿舎に関する公園事業であって、特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けるものをいう。以下同じ。)の該当の有無。分譲型ホテル等にあっては、その種類(コンドホテル、会員制ホテル、企業保養所の別)並びに特定の者が優先的に宿泊する仕組みの概要、一般の利用者の宿泊の機会を確保

する仕組みの概要及び年間延べ宿泊可能客室数のうち一般利用者の宿泊の機会が確保される年間延べ宿泊可能客室数が占める割合。

(5) 「備考」欄には、以下の事項を記載してください。

- ア 変更に係る公園施設の敷地の所有関係及び使用の可否
- イ 当該公園施設の変更等（変更に伴う工事の施行を含む。）が他の法令、条例又は規則の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合は、関係法令名及び適用条項並びにその手続の状況
- ウ 公園施設の通称がある、又は付す予定がある場合は通称
- エ 公園事業の執行に係る関連行為の概要
- オ 申請（協議）者と担当者が異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等

(6) 添付書類のうち、建築物に関する各階平面図には、間取り及び客室等の用途を記載してください。また、分譲型ホテル等にあっては、分譲販売又は会員販売等の対象となる客室を明らかにしてください。

なお、申請内容において規模・構造に変更がない場合においても、分譲販売又は会員販売等の対象となる客室を明らかにした縮尺1:1,000程度の各階平面図等の書類を提出してください。

(7) 不要の文字は、抹消してください。

別記第1号の3様式(第4条の3関係)

公園事業軽微変更届出書

県立自然公園 事業の内容に関し、軽微な変更をした
ので、熊本県立自然公園条例第11条第9項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 住所(所在地)〒

氏名(名称及び代表者名)

電話番号

熊本県知事様

執行の協議をした (認可を受けた) 年月日及び番号	年 月 日 熊本県指令 第 号		
公園施設の種類			
変更の内 容	事 項	変 更 前	変 更 後
	氏名(名称、 代表者の氏名) 住 所		
	公園施設の 構 造		
	公園施設の 管 理 又 は 経 営 の 方 法	経営方法	
		料金徴収	
		供用期間	
	供用開始 予定年月日	年 月 日	年 月 日
工事施行の 予定期間	年 月 日 着工 年 月 日 完了	年 月 日 着工 年 月 日 完了	
変更する年月日	年 月 日		

変更を必要とする理由	
備考	

記載上の注意

- 1 「執行の協議をした（認可を受けた）年月日及び番号」欄には、当該事業の執行の協議回答（認可指令）書記載のものを記入してください。
- 2 「公園施設の種類」欄には、○○線道路（車道）、○○宿舎等の公園事業の名称及び種類を記載してください。
- 3 「公園施設の構造」欄については、以下の事項に留意し、別に定める記載事項を参照の上記載してください。
 - ア 詳細かつ明確に記載してください。
- 4 「公園施設の管理又は経営方法」欄には、以下の事項を記載すること。（ただし、運輸施設に関する公園事業にあっては、直営又は委託の別、料金徴収の有無、通年供用又は季節供用の別に係る変更のみ記載してください。）
 - ア 直営又は委託の別。委託する場合にあっては受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名。
 - イ 料金徴収の有無。料金を徴収する場合にあっては標準的な額。
 - ウ 通年供用又は季節供用の別。季節供用の場合にあってはその供用期間。
- 5 「備考欄」には、以下の事項を記載してください。
 - ア 届出者と担当者が異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等
- 6 不要の文字は、抹消してください。

別記第1号の4様式及び別記第1号の5様式を削る。
別記第2号様式を次のように改める。

別記第2号様式(第5条関係)

公園事業承継承認申請書

熊本県立自然公園条例第13条第1項の規定により、
が
執行する 県立自然公園 事業を承継したいので、次のとおり協
議します。

年 月 日

譲渡人 住所(所在地)〒
氏名(名称及び代表者名)
電話番号
譲受人 住所(所在地)〒
氏名(名称及び代表者名)
電話番号

熊本県知事 様

執行の認可を受けた 年月日及び番号	年 月 日 熊本県指令 第 号	
公園施設の種類		
譲受人が行う 公園施設の管理又は 経営の方法	経営方法	直営 委託 (受託者)
	料金徴収	有 (標準的な額) 無
	供用期間	通年 季節 (供用期間)
	分譲型 ホテル等	有 (種類・仕組み) 無

譲渡しようとする年 月 日	年 月 日
譲渡する理由	
備考	

1 添付書類

(ただし、運輸施設に関する公園事業にあっては、(6)は事業に必要な行政庁の許認可書に替えることができる。)

- (1) 譲受人が個人の場合にあっては、譲受人の住民票の写し
- (2) 譲受人が法人の場合にあっては、譲受人の定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書
- (3) 公園施設の位置を明らかにした縮尺1:25,000程度の地形図
- (4) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺1:5,000程度の概況図及び天然色写真(カラーワーク)
- (5) 公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用することができることを証する書類
- (6) 譲受人が行う公園施設の管理又は経営に要する経費について収入及び支出の総額及び内訳を記載した書類その他公園施設等を適切に管理又は経営することができることを証する書類
 - ア 法人にあっては、直前3年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずる書類(設立後3年を経過していない法人にあっては、設立後の各事業年度に係るもの)
 - イ 申請日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収入及び支出の総額及び内訳を明らかにした収支予算書
- (7) 分譲型ホテル等(宿舎に関する公園事業であって、特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けるものをいう。以下同じ。)の場合にあっては、以下の書類(エ、オについてはそのいずれか)
 - ア 特定の者が優先的に宿泊する仕組みを明らかにした書類
 - イ 一般の利用者の宿泊の機会を確保する仕組みを明らかにした書類
 - ウ 年間延べ宿泊可能客室数のうち一般の利用者の宿泊の機会が確保される年間延べ宿泊可能客室数が占める割合を明らかにした書類
 - エ 分譲販売又は会員販売等の対象となる客室を明らかにした縮尺1:1,000程度の各階平面図等の書類

- オ 公園施設が所在する地域の再活性化又は上質化に向けた取組内容を明らかにした書類
カ 改築、増築又は建替え行う廃屋又は老朽化施設の敷地内の配置を明らかにした縮尺1:1,000程度の配置図、天然色写真（カラー写真）及び登記事項証明書
(8) 譲渡及び譲受けに係る譲渡人及び譲受人の意思の決定を証する書類

2 記載上の注意

- (1) 「執行の認可を受けた年月日及び番号」及び「公園施設の種類」欄には当該事業の執行の認可指令書記載のものを記入してください。
- (2) 「公園施設の種類」欄には、○○線道路（車道）、○○宿舎等の公園事業の名称及び種類を記載してください。
- (3) 「譲受人が行う公園施設の管理又は経営方法」欄には、以下の事項を記載してください。（ただし、運輸施設に関する公園事業にあっては、直営又は委託の別、料金徴収の有無、通年供用又は季節供用の別に係る変更のみ記載してください。）
- ア 直営又は委託の別。委託する場合にあっては受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名。
- イ 料金徴収の有無。料金を徴収する場合にあっては標準的な額。
- ウ 通年供用又は季節供用の別。季節供用の場合にあってはその供用期間。
- エ 分譲型ホテル等の該当の有無。分譲型ホテル等にあっては、その種類（コンドホテル、会員制ホテル、企業保養所の別）並びに特定の者が優先的に宿泊する仕組みの概要、一般の利用者の宿泊の機会を確保する仕組みの概要及び年間延べ宿泊可能客室数のうち一般利用者の宿泊の機会が確保される年間延べ宿泊可能客室数が占める割合
- (4) 「備考」欄には、以下の事項を記載してください。
- ア 公園施設の敷地の所有関係及び使用の可否
- イ 他の法令、条例又は規則の規定により行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものである場合は、関係法令名及び適用条項並びにその手続の状況
- ウ 公園施設の通称がある、又は付す予定がある場合は通称
- エ 公園事業の執行に係る関連行為の概要（引き継ぐ事項）
- オ 申請者と担当者が異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等
- (5) 不要の文字は、抹消してください。

別記第2号様式の次に次の2様式を加える。

別記第2号の2様式(第5条関係)

公園事業承継協議書（承認申請書）

熊本県立自然公園条例第13条第2項の規定により、
が
執行する 県立自然公園 事業を承継したいので、次のとお
り協議（申請）します。

年 月 日

申請者 住所(所在地)〒

氏名(名称及び代表者名)

電話番号

熊本県知事 様

執行の協議をした(認可を受けた)年月日 及 び 番 号	年 月 日 熊本県指令 第 号
公園施設の種類	
合併(分割)法人の名称、住所及び 代表者の氏名	
合併(分割) し た 年 月 日	年 月 日
合併(分割) し た 理 由	
備 考	

1 添付書類

- (1) 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割によりその公園事業の全部を承継する法人の定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書
- (2) 公園施設の位置を明らかにした縮尺1:25,000程度の地形図
- (3) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺1:5,000程度の概況図及び天然色写真
(カラー写真)
- (4) 公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用することができることを証する書類
- (5) 合併契約書及び合併により消滅した県立自然公園事業者の登記事項証明書又は分割契約書

2 記載上の注意

- (1) 「執行の協議をした（認可を受けた）年月日及び番号」欄には当該事業の執行の協議回答（認可指令）書記載のものを記入してください。
- (2) 「公園施設の種類」欄には、○○線道路（車道）、○○宿舎等の県立自然公園事業の名称及び種類を記載してください。
- (3) 「備考」欄には、以下の事項を記載してください。
 - ア 他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものである場合は、関係法令名及び適用条項並びにその手続の状況
 - イ 公園施設の通称がある、又は付す予定がある場合は通称
 - ウ 公園事業の執行に係る関連行為の概要（引き継ぐ事項）
 - エ 申請（協議）者と担当者が異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等
- (4) 不要の文字は、抹消してください。

別記第2号の3様式(第5条関係)

公園事業相続承継申請書

熊本県立自然公園条例第13条第3項の規定により、
が執行していた
県立自然公園 事業を承継したいので、次のとおり申請します。

年 月 日

申請者 住所(所在地)
氏名(名称及び代表者名)
電話番号

熊本県知事 様

執行の認可を受けた年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 熊本県指令 第 号
公 園 施 設 の 種 類	
被 相 繼 人 の 氏 名 及 び 住 所	
被 相 繼 人 が 死 亡 し た 年 月 日	年 月 日
備 考	

1 添付書類

- (1) 相続人の住民票の写し
- (2) 公園施設の位置を明らかにした縮尺1:25,000程度の地形図
- (3) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺1:5,000程度の概況図及び天然色写真
(カラー写真)
- (4) 公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用
することができることを証する書類
- (5) 被相続人との続柄を証する書類

(6) 相続人が2人以上ある場合においては、その全員の同意により公園事業を承継すべき相続人として選定されたことを証する書類

2 記載上の注意

- (1) 「執行の認可を受けた年月日及び番号」欄には当該事業の認可指令書記載のものを記入してください。
- (2) 「公園施設の種類」欄には、○○線道路（車道）、○○宿舎等の公園事業の名称及び種類を記載してください。
- (3) 「備考」欄には、以下の事項を記載してください。
 - ア 他の法令、条例又は規則の規定により行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものである場合は、関係法令名及び適用条項並びにその手続の状況
 - イ 公園施設の通称がある、又は付す予定がある場合は通称
 - ウ 公園事業の執行に係る関連行為の概要（引き継ぐ事項）
 - エ 申請者と担当者が異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等
- (4) 不要の文字は、抹消してください。

別記第3号様式及び別記第3号の2様式を次のように改める。

別記第3号様式(第6条関係)

公園事業休止(廃止)届出書

県立自然公園

事業を休止(廃止)したいので、熊本

県立自然公園条例第14条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 住所(所在地)〒

氏名(名称及び代表者名)

電話番号

熊本県知事様

執行の協議をした (認可を受けた) 年月日及び番号	年 月 日 熊本県指令 第 号
公園施設の種類	
休止しようとする 公園施設の範囲	
休止の予定期間 (廃止の予定年月日)	自 年 月 日 至 年 月 日 (年 月 日)
休止中(廃止後)の公園 施設の 管理方法(取扱い)	
休止(廃止)を必要とする 理由	

備 考	
--------	--

1 添付書類

- (1) 公園施設の位置を明らかにした縮尺1:25,000程度の地形図
- (2) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺1:5,000程度の概況図及び天然色写真
(カラー写真)

2 記載上の注意

- (1) 「執行の協議をした（認可を受けた）年月日及び番号」欄には当該事業の執行の協議回答（認可指令）書記載のものを記入してください。
- (2) 「公園施設の種類」欄には、○○線道路（車道）、○○宿舎等の公園事業の名称及び種類を記載してください。
- (3) 「休止しようとする公園施設の範囲」欄には全部又は一部の別及び一部の場合はその範囲を記載してください。廃止の場合は空欄としてください。
- (4) 「備考」欄には、以下の事項を記載してください。
ア 他の法令、条例又は規則の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合には、関係法令名及び適用条項並びにその手続状況
イ 休止期間中の公園施設の管理又は廃止後公園施設の取扱に関する責任者の氏名及び連絡先
ウ 申請者と担当者が異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等
- (5) 不要の文字は、抹消してください。

別記第3号の2様式(第7条関係)

公園事業執行認可失効届出書

県立自然公園

事業執行の認可を失効したため、熊

本県立自然公園条例第15条第2項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 住所(所在地)〒
氏名(名称及び代表者名)
電話番号

熊本県知事 様

執行の認可を受けた 年月日及び番号	年 月 日 熊本県指令 第 号
公園施設の種類	
失効した年月日	年 月 日
失効した理由	
備考	

1 添付書類

- (1) 公園施設の位置を明らかにした縮尺1:25,000程度の地形図
- (2) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺1:5,000程度の概況図及び天然色写真
(カラー写真)
- (3) 他法令、条例又は規則の規定による行政手続の許可、認可その他の処分が取り消され、その他その効力が失われたことを証する書類

2 記載上の注意

- (1) 「執行の認可を受けた年月日及び番号」欄には当該事業の執行の認可指令書記載のものを記入してください。
- (2) 「公園施設の種類」欄には、○○線道路（車道）、○○宿舎等の県立自然公園事業の名称及び種類を記載してください。
- (3) 「備考」欄には、失効後の公園施設の取扱に関する責任者の氏名及び連絡先を記載してください。届出者と担当者が異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等を記載してください。
- (4) 不要の文字は、抹消してください。

別記第3号の3様式を削る。
別記第4号様式を次のように改める。

別記第4号様式(第7条の3関係)

利用拠点整備改善計画認定申請書

年 月 日

熊本県知事 様

申請者 住所(所在地)
氏名(名称及び代表者名)
電話番号

熊本県立自然公園条例第16条の3第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を申請します。

1 添付書類

- (1) 計画区域を明らかにした縮尺1:25,000程度の地形図
- (2) 計画区域及びその付近の状況を明らかにした縮尺1:5,000程度の概況図及び天然色写真
- (3) 公園事業の執行に係る協議又は認可を要する事業の場合（運輸施設に関する公園事業にあっては、ク及びケに掲げる書類を、公共団体が執行する公園施設に関する公園事業にあっては、ア、イ、オ、カ、ク及びケに掲げる書類を除く）、当該事業ごとに以下の書類を添付すること。
 - ア 個人にあっては、住民票の写し
 - イ 法人にあっては、登記事項証明書
 - ウ 公園施設の位置を明らかにした縮尺1:25,000程度の地形図
 - エ 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺1:5,000程度の概況図及び天然色写真
 - オ 法人にあっては、定款、寄附行為又は規約
 - カ 公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用することができることを証する書類
 - キ 公園事業の執行に関し土地収用法(昭和26年法律第219号)の規定により土地又は権利を収用し又は使用する必要がある場合にあっては、その収用又は使用を必要とする理由書

ク 法人には、直前3年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書（設立後3年を経過していない法人には、設立後の各事業年度に係るもの）

ケ 個人にあっては、直前3年の各事業年度における確定申告書

- (4) 公園事業の内容の変更に係る協議又は認可を要する事業の場合、当該事業ごとに以下の書類を添付すること。（公共団体が執行する公園施設に関する公園事業にあっては、(3)のカ、ク及びケに掲げる書類を除く）

ア 公園施設の位置を明らかにした縮尺1:25,000程度の地形図

イ 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺1:5,000程度の概況図及び天然色写真（カラー写真）

ウ (3)のカからケまでに掲げる事項のうち、変更に係る事項

- (5) 特別地域での行為許可又は普通地域での行為の届出を要する行為が含まれる事業の場合、当該事業ごとに以下の書類を添付すること。

ア 行為の場所を明らかにした縮尺1:25,000程度の地形図

イ 行為地及びその周辺の状況を明らかにした縮尺1:5,000程度の概況図及び天然色写真（カラー写真）

ウ その他行為の施行方法の表示に必要な図面

- (6) その他参考となるべき書類、図面又は写真

2 記載上の注意

- (1) 「申請者」には、利用拠点整備改善計画を作成した協議会の構成員である市町村を代表として記載し、共同申請を行う当該計画に記載された利用拠点整備改善事業を実施しようとする者については別表に記載してください。

(2) 申請者が法人又は法人でない団体である場合にあっては、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載してください。

別表

共同申請者の氏名及び住所

別記第4号の2様式を削る。

別記第5号様式その1中「県立公園の」を「県立自然公園の」に、「**行為地**」を「**場所**」に改め、同様式その1の1 添付図面第1号中「縮尺1:25, 000以上」を「行為の場所を明らかにした縮尺1:25, 000程度」に改め、同様式その1の1 添付図面第2号中「縮尺1:5, 000以上」を「行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺1:5, 000程度」に改め、「天然色写真」の次に「(カラー写真)」を加え、同様式その1の1 添付図面第3号中「縮尺1:1, 000以上」を「行為の施行方法を明らかにした縮尺1:1, 000程度」に改め、同様式その1の1 添付図面第4号中「縮尺1:1, 000以上」を「行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1:1, 000程度」に改め、同様式その1の1 添付図面に次の1号を加える。

(5) その他行為の施行方法の表示に必要な図面

別記第5号様式その1の2 記載上の注意第1号中「県立公園」を「県立自然公園」に改め、同様式その1の2 記載上の注意第4号中「伐採」の次に「(樹種、本数、面積等)、支障となる動植物の除去」を加え、「残土処理」を「(面積、切土盛土量等)、残土量とその処理方法」に、「等当該行為に伴う行為の種類及び施行方法を」を「の設置等、申請行為に伴う行為の内容を具体的に」に改める。

別記第5号様式その1の2 記載上の注意第6号を次のように改める。

(6) 「備考」欄には、次の事項を記入してください。

ア 他の法令、条例又は規則の規定により、当該行為が行政府の許可、認可その他
の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況

イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又は
その見込み

ウ 過去に熊本県立自然公園条例の許可を受けたものにあっては、その旨並びに許
可処分の日付、番号及び付された条件

エ 申請者と担当者が異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等

別記第5号様式その2を次のように改める。

別記第5号様式 その2(第9条関係)

特別地域内木竹の伐採許可申請書

熊本県立自然公園条例第21条第4項の規定により 県立自然公園の特別地域内における木竹の伐採の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

申請者 住所(所在地)〒

氏名(名称及び代表者名)

電話番号

熊本県知事 様

目的						
場 所		市	町	大字	字	番地
林況	林種及び樹種					
	林 齡					
	森林全面積					
	総蓄積(a)					
施行方法	伐採種別					
	伐採樹種					
	伐採面積					
	平均樹齡					
	平均胸高直径					
	伐採材積(b)					
	伐採材積歩合 (b / a)					
	関連行為の 概要					
伐採跡地の 取扱い						

予定期間	着 手 日	年 月 日
	完 了 日	年 月 日
備 考		

1 添付図面

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺1:25,000程度の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺1:5,000程度の概況図及び天然色写真（カラー写真）
- (3) その他行為の施行方法の表示に必要な図面

2 記載上の注意

- (1) 申請文の「 県立自然公園」の箇所には当該県立自然公園の名称を記入してください。
- (2) 「林種及び樹種」欄には、針葉樹林、広葉樹林、混交林の別及び天然林、人工林の別並びに主な樹種を括弧書で記入してください。
- (3) 「伐採種別」欄には、皆伐、単木抾伐、塊状抾伐の別を記入してください。
- (4) 「関連行為の概要」欄には、索道、林道、貯木場の設置（面積、切土盛土量等）、残土量とその処理方法等、申請行為に伴う行為の内容を具体的に記入してください。
なお、詳細については、添付図面に添付してください。
- (5) 「伐採跡地の取扱い」欄には、伐採後の植栽計画（年次、樹種、施行方法等）等を記入してください。
なお、詳細については、添付図面に表示してください。
- (6) 「備考」欄には、次の事項を記入してください。
 - ア 他の法令、条例又は規則の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
 - イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み
 - ウ 過去に熊本県立自然公園条例の許可を受けたものにあっては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件
 - エ 申請者と担当者が異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等
- (7) 学術研究その他公益上必要なもの、地域住民の日常生活の維持のために必要なも

の、病害虫の防除・防災・風致維持その他森林の管理として行われるもの又は測量のために行われるもの、若しくは第3種特別地域において行われるものであって森林施業以外の目的で申請する場合には、「林況」のかわりに「行為地及びその付近の状況」を記載してください。

また、「施行方法」については「伐採樹種」「伐採面積」「関連行為の概要」「伐採跡地の取扱い」を記載することで足りるものとします。

別記第5号様式その3中「県立公園の」を「県立自然公園の」に、「**行為地**」を「**場所**」に改め、同様式その3の1 添付図面第1号中「縮尺1:25,000以上」を「行為の場所を明らかにした縮尺1:25,000程度」に改め、同様式その3の1 添付図面第2号中「縮尺1:5,000以上」を「行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺1:5,000程度」に改め、「天然色写真」の次に「(カラー写真)」を加え、同様式その3の1 添付図面第3号中「縮尺1:1,000以上」を「行為の施行方法を明らかにした縮尺1:1,000程度」に改め、同様式その3の1 添付図面第4号中「縮尺1:1,000以上」を「行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1:1,000程度」に改め、同様式その3の1 添付図面に次の1号を加える。

(5) その他行為の施行方法の表示に必要な図面

別記第5号様式その3の2 記載上の注意第1号中「県立公園」を「県立自然公園」に改め、同様式その3の2 記載上の注意第7号を削り、同様式その3の2 記載上の注意中第6号を第7号とし、同様式その3の2 記載上の注意第5号中「伐採」の次に「(樹種、本数、面積等)、支障となる動植物の除去」を加え、「当該行為」を「、申請行為」に改め、「施行方法を」の次に「具体的に」を加え、同号を同様式その3の2 記載上の注意第6号とし、同様式その3の2 記載上の注意中第4号を第5号とし、同様式その3の2 記載上の注意第3号の次に次の1号を加える。

(4) 「掘採(採取)量」欄には、容積(立方メートル)及び重量(トン、グラム)により掘採(採取)量を記入してください。

別記第5号様式その3の2 記載上の注意に次の1号を加える。

(8) 「備考」欄には、次の事項を記入してください。

ア 他の法令、条例又は規則の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況

イ 当該行為が鉱業法第63条に規定する施業案を必要とするものであるときは、当該施業案の概要

ウ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み

エ 過去に熊本県立自然公園条例の許可を受けたものにあっては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件

オ 申請者と担当者が異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等

別記第5号様式その4から別記第5号様式その6までを次のように改める。

別記第5号様式 その4(第9条関係)

特別地域内水位（水量）に増減を及ぼさせる行為許可申請書

熊本県立自然公園条例第21条第4項の規定により 県立自然公園の特別地域内における水位（水量）に増減を及ぼさせる行為の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

申請者 住所(所在地)
氏名(名称及び代表者名)
電話番号

熊本県知事 様

目的				
場所	市 町 大字 字 群 村	番地		
行為地及び その付近の状況	地況			
	現在の 水位(水量)			
	水の利用状況			
水位(水量)の増減 の原因となる行為				
施 行 方 法	水位(水量)の 増減の及ぶ範囲			
	水位(水量)の増 減を及ぼす時期 及び量			
	設備			

	関連行為の概要	
予定期間	着手日	年 月 日
	完了日	年 月 日
備考		

1 添付図面

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺1:25,000程度の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺1:5,000程度の概況図及び天然色写真（カラー写真）
- (3) その他行為の施行方法の表示に必要な図面

2 記載上の注意

- (1) 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入してください。
なお、不要の文字は抹消してください。
- (2) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生、着生する動植物等周辺の状況を示す上で必要な事項及び現在の水位（水量）（一定の期間ごとに水位（水量）が異なる場合には、その期間別の水位（水量））を記入してください。
なお、水量の単位は立方メートル毎秒としてください。
なお、詳細については、添付図面に表示してください。
- (3) 「関連行為の概要」欄には、工事用仮工作物の設置等、申請行為に伴う行為の内容を具体的に記入してください。
なお、詳細については、添付図面に表示してください。
- (4) 「備考」欄には、次の事項を記入してください。
 - ア 他の法令、条例又は規則の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
 - イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み
 - ウ 過去に熊本県立自然公園条例の許可を受けたものにあっては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件
 - エ 申請者と担当者が異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等

別記第5号様式 その5(第9条関係)

特別地域内汚水等の排出許可申請書

熊本県立自然公園条例第21条第4項の規定により 県立自然公園の特別地域内における汚水等の排出の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

住所(所在地)〒
氏名(名称及び代表者名)
電話番号

熊本県知事 様

目的					
場所	市 郡	町 村	大字	字 番地	指定湖沼又 は湿原名
行為地及びその付近の状況					
汚水等の種類及び原因					
施設の種類、規模及び能力					
汚水等の水質					
排出の時期及び量					
指定水域等への排水方法					

	関連行為の概要	
予定期間	着手日	年 月 日
	完了日	年 月 日
備考		

1 添付図面

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺1:25,000程度の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺1:5,000程度の概況図及び天然色写真（カラー写真）
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1:1,000程度の排水設備の平面図、立面図、断面図
- (4) その他行為の施行方法の表示に必要な図面（構造図等）

2 記載上の注意

- (1) 申請文の「 県立自然公園」の箇所には当該県立自然公園の名称を記入してください。
- (2) 「目的」欄には、当該排出行為の目的及びその必要性を具体的に記入してください。
- (3) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示すために必要な事項を記入してください。
なお、詳細については、添付図面に表示してください。
- (4) 「汚水等の種類及び原因」欄には、厨房からの雑排水、○○製造による工場排水等、汚水等の排出の原因となる行為及び汚水等の種類を詳細に記入してください。
- (5) 「汚水等の水質」欄には、汚水等に含まれる成分、要素等を記入してください。
特に、工場、事業場等の事業に伴って排出されるものについては、PH、BOD(COD)、水色等を詳細に記入してください。
- (6) 「排出の時期及び量」欄には、1日当たりの排出量及びその年間における季節的変化を記入してください。
- (7) 「関連行為の概要」欄には、工事用仮工作物の設置等、申請行為に伴う行為の内容を具体的に記入してください。
なお、詳細については、添付図面に表示してください。
- (8) 「備考」欄には、次の事項を記入してください。
 - ア 他の法令、条例又は規則の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
 - イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はそ

の見込み

- ウ 過去に熊本県立自然公園条例の許可を受けたものにあっては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件
- エ 申請者と担当者が異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等

別記第5号様式 その6(第9条関係)

特別地域内広告物の設置等許可申請書

熊本県立自然公園条例第21条第4項の規定により 県立自然公園の特別地域内
における の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

申請者 住所(所在地)
氏名(名称及び代表者名)
電話番号

熊本県知事 様

目 的		
場 所		市 郡 町 村 大字 字 番地
行 為 地 及 び そ の 付 近 の 状 況		
広 告 物 等 の 種 類		
施 行 方 法	独立して設置する 場合の敷地面積	
	広告物を掲出し、又 は表示する工作物 の種類及びその箇所	
	規 模 及 び 構 造	
	主 要 材 料	
	色 彩	
	表 示 の 内 容	

	関連行為の概要		
予定期間	着手日	年	月 日
	完了日	年	月 日
備考			

1 添付図面

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺1:25,000程度の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺1:5,000程度の概況図及び天然色写真（カラー写真）
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1:1,000程度の平面図、立面図、断面図及び意匠配色図（立面図に彩色したものでも可）
- (4) その他行為の施行方法に表示に必要な図面（構造図等）

2 記載上の注意

- (1) 申請文の「 県立自然公園」の箇所には当該県立自然公園の名称を、「 の許可」の箇所には、「広告物の設置の許可」「広告の工作物への表示の許可」等許可を受けようとする行為の種別を記入してください。
- (2) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示すために必要な事項を記入してください。
なお、詳細については、添付図面に表示してください。
- (3) 「広告物を掲出又は表示する工作物の種類及びその箇所」欄には、店舗の屋根、倉庫の壁面等、当該広告物を掲出又は表示しようとする工作物の種類と、掲出又は表示しようとする箇所を記入してください。
なお、詳細については、添付図面に表示してください。
- (4) 「関連行為の概要」欄には、支障木の伐採（樹種、本数、面積等）、支障となる動植物の除去、敷地造成（面積、切土盛土量等）、残土量とその処理方法、工事用仮工作物の設置等、申請行為に伴う行為の内容を具体的に記入してください。
なお、詳細については、添付図面に表示してください。
- (5) 「備考」欄には、次の事項を記入してください。
 - ア 他の法令、条例又は規則の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
 - イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み
 - ウ 過去に熊本県立自然公園条例の許可を受けたものにあっては、その旨並びに許可

処分の日付、番号及び付された条件

エ 申請者と担当者が異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等

別記第5号様式その7中「県立公園の」を「県立自然公園の」に、「**行為地**」を「**場所**」に改め、同様式その7の1添付図面第1号中「縮尺1:25,000以上」を「行為の場所を明らかにした縮尺1:25,000程度」に改め、同様式その7の1添付図面第2号中「縮尺1:5,000以上」を「行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺1:5,000程度」に改め、「天然色写真」の次に「(カラー写真)」を加え、同様式その7の1添付図面第3号中「縮尺1:1,000以上」を「行為の施行方法を明らかにした縮尺1:1,000程度」に改め、同様式その7の1添付図面第4号中「縮尺1:1,000以上」を「行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1:1,000程度」に改め、同様式その7の1添付図面に次の1号を加える。

(5) その他行為の施行方法の表示に必要な図面

別記第5号様式その7の2記載上の注意中第5号を削り、第4号を第5号とし、同様式その7の2記載上の注意第3号中「工事用仮工作物等当該行為」を「工事用仮工作物の設置等、申請行為」に改め、同号を同様式その7の2記載上の注意第4号とし、同様式その7の2記載上の注意第2号の次に次の1号を加える。

(3) 「工事の方法」欄には、工事計画(時期、工種等)を記入してください。

なお、詳細については、添付図面に表示してください。

別記第5号様式その7の2記載上の注意に次の1号を加える。

(6) 「備考」欄には、次の事項を記入してください。

ア 他の法令、条例又は規則の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況

イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み

ウ 過去に熊本県立自然公園条例の許可を受けたものにあっては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件

エ 申請者と担当者が異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等

別記第5号様式その8中「県立公園の」を「県立自然公園の」に、「**行為地**」を「**場所**」に改め、同様式その8の1添付図面第1号中「縮尺1:25,000以上」を「行為の場所を明らかにした縮尺1:25,000程度」に改め、同様式その8の1添付図面第2号中「縮尺1:5,000以上」を「行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺1:5,000程度」に改め、「天然色写真」の次に「(カラー写真)」を加え、同様式その8の1添付図面第3号中「縮尺1:1,000以上」を「行為の施行方法を明らかにした縮尺1:1,000程度」に改め、同様式その8の1添付図面第4号中「縮尺1:1,000以上」を「行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1:1,000程度」に改め、同様式その8の1添付図面に次の1号を加える。

(5) その他行為の施行方法の表示に必要な図面

別記第5号様式その8の2記載上の注意第1号中「県立公園」を「県立自然公園」に改め、同様式その8の2記載上の注意第3号中「等当該行為」を「、工事用仮設工作物の設置等、申請行為」に改め、同様式その8の2記載上の注意第5号を次のように改める。

(5) 「備考」欄には、次の事項を記入してください。

ア 他の法令、条例又は規則の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況

イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み

ウ 過去に熊本県立自然公園条例の許可を受けたものにあっては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件

エ 申請者と担当者が異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等

別記第5号様式その9及び別記第5号様式その10を次のように改める。

別記第5号様式 その9(第9条関係)

特別地域内植物の採取(損傷)許可申請書

熊本県立自然公園条例第21条第4項の規定により 県立自然公園の特別地域内における植物採取(損傷)の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

申請者 住所(所在地) 〒
氏名(名称及び代表者名)
電話番号

熊本県知事 様

目 的		
場 所		市 町 大字 字 番地 郡 村
行為地及びその付近の状況		
採取(損傷)物の種類		
施 行 方 法	採取(損傷)物の数量	
	採取(損傷)方法	
	関連行為の概要	

予定期間	着 手 日	年 月 日
	完 了 日	年 月 日
備 考		

1 添付図面

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺1:25,000程度の地形図
- (2) その他行為の施行方法の表示に必要な図面

2 記載上の注意

- (1) 申請文の「 県立自然公園」の箇所には当該県立自然公園の名称を記入してください。
なお、不要の文字は抹消してください。
- (2) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示すために必要な事項を記入してください。
- (3) 「採取（損傷）方法」欄には、使用器具の名称、採取（損傷）部分の別等を記入してください。
- (4) 「関連行為の概要」欄には、特別地域内で採取した木竹以外の植物を再度植栽・播種する予定となっている場合、時期及び場所等の詳細を記入してください。
- (5) 「備考」欄には、次の事項を記入してください。
 - ア 他の法令、条例又は規則の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
 - イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み
 - ウ 過去に熊本県立自然公園条例の許可を受けたものにあっては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件
 - エ 申請者以外に当該行為を行う者がいる場合は、その名前
 - オ 申請者と担当者が異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等

別記第5号様式 その10(第9条関係)

特別地域内工作物等の色彩変更許可申請書

熊本県立自然公園条例第21条第4項の規定により 県立自然公園の特別地域内における
の色彩変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

申請者 住所(所在地)
氏名(名称及び代表者名)
電話番号

熊本県知事 様

目的				
場所	市町 大字 字 郡村 番地			
行為地及びその付近の状況				
施行方法	色彩を変更する工作物			
	色彩を変更する箇所			
	現在の色彩			
	変更後の色彩			
	関連行為の概要			

予 定 期 間	着 手 日	年 月 日
	完 了 日	年 月 日
備 考		

1 添付図面

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺1:25,000程度の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺1:5,000程度の概況図及び天然色写真（カラー写真）
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1:1,000程度の立面図、変更後の意匠配色図（立面図に彩色したものでも可）
- (4) その他行為の施行方法の表示に必要な図面

2 記載上の注意

- (1) 申請文の「 県立自然公園」の箇所には当該県立自然公園の名称を、「 の色彩変更」の箇所には「屋根の色の変更」、「壁面の色彩変更」等色彩を変更する工作物の箇所を記入してください。
- (2) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示すために必要な事項を記入してください。
- (3) 「関連行為の概要」欄には、工事用仮工作物の設置等、申請行為に伴う行為の内容を具体的に記入してください。
なお、詳細については、添付図面に表示してください。
- (4) 「備考」欄には、次の事項を記入してください。
 - ア 他の法令、条例又は規則の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の处分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
 - イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み
 - ウ 過去に熊本県立自然公園条例の許可を受けたものにあっては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件
 - エ 申請者と担当者が異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等を記載

別記第5号様式その11中「県立公園の」を「県立自然公園の」に、「行為地」を「場所」に改め、同様式その11の1 添付図面第1号中「縮尺1:25,000以上」を「行為の場所を明らかにした縮尺1:25,000程度」に改め、同様式その11の1 添付図面第2号中「縮尺1:5,000以上」を「行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺1:5,000程度」に改め、「天然色写真」の次に「(カラー写真)」を加える。

別記第5号様式その11の2 記載上の注意第1号中「県立公園」を「県立自然公園」に改め、同様式その11の2 記載上の注意第4号を次のように改める。

- (4) 「備考」欄には、次の事項を記入してください。
- ア 他の法令、条例又は規則の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
 - イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み
 - ウ 過去に熊本県立自然公園条例の許可を受けたものにあっては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件
 - エ 申請者と担当者が異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等

別記第5号様式その12中「第14条」を「第9条」に、「県立公園の」を「県立自然公園の」に、「行為地」を「場所」に改め、同様式その12の1 添付図面第1号中「縮尺1:25,000以上」を「行為の場所を明らかにした縮尺1:25,000程度」に改め、同様式その12の1 添付図面第2号中「縮尺1:5,000以上」を「行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺1:5,000程度」に改め、「天然色写真」の次に「(カラー写真)」を加え、同様式その12の1 添付図面第3号中「縮尺1:1,000以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図(立面図に彩色したものでも可)」を「行為の施行方法を明らかにした縮尺1:1,000程度の平面図、立面図」に改め、同様式その12の1 添付図面第4号中「縮尺1:1,000以上の修景図」を「その他行為の施行方法の表示に必要な図面」に改める。

別記第5号様式その12の2 記載上の注意第1号中「県立公園」を「県立自然公園」に改め、同様式その12の2 記載上の注意第6号を次のように改める。

- (6) 「備考」欄には、次の事項を記入してください。
- ア 他の法令、条例又は規則の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
 - イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み
 - ウ 過去に熊本県立自然公園条例の許可を受けたものにあっては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件
 - エ 申請者と担当者が異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等

別記第5号様式その13を次のように改める。

別記第5号様式 その13(第9条関係)

特別地域内動物の捕獲(殺傷)(動物の卵の採取(損傷))許可申請書

熊本県立自然公園条例第21条第4項の規定により 県立自然公園の特別地域内における動物の捕獲(殺傷)(動物の卵の採取(損傷))の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

申請者 住所(所在地)〒
氏名(名称及び代表者名)
電話番号

熊本県知事 様

目的		
場所		市 町 大字 郡 村 字 番地
行為地及びその付近の状況		
捕獲(殺傷)(採取(損傷))物の種類		
施方法	捕獲(殺傷)(採取(損傷))物の数量	
	捕獲(殺傷)(採取(損傷))方法	
	関連行為の概要	

予定期間	着手日	年 月 日
	完了日	年 月 日
備考		

1 添付図面

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺1:25,000程度の地形図
- (2) その他行為の施行方法の表示に必要な図面

2 記載上の注意

- (1) 申請文の「 県立自然公園」の箇所には当該県立自然公園の名称を記入してください。
なお、不要の文字は抹消してください。
- (2) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示すために必要な事項を記入してください。
- (3) 「捕獲(殺傷)(採取(損傷))方法」欄には、使用器具の名称、採取(損傷)部分の別等を記入してください。
- (4) 「関連行為の概要」欄には、支障木の伐採(樹種、本数、面積等)、支障となる動植物の除去等、申請行為に伴う行為の内容を具体的に記入してください。また、特別地域内で捕獲した動物を再度放つ予定となっている場合、時期及び詳細を記入してください。
なお、詳細については、添付図面に表示してください。
- (5) 「備考」欄には、次の事項を記入してください。
 - ア 他の法令、条例又は規則の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
 - イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み
 - ウ 過去に熊本県立自然公園条例の許可を受けたものにあっては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件
 - エ 申請者以外に当該行為を行う者がいる場合は、その名前
 - オ 申請者と担当者が異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等

別記第5号様式その14中「県立公園の」を「県立自然公園の」に、「行為地」を「場所」に改め、同様式その14の1 添付図面第1号中「縮尺1:25,000以上」を「行為の場所を明らかにした縮尺1:25,000程度」に改め、同様式その14の1 添付図面第2号中「その他行為の施行方法の表示に必要な図面」を「行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺1:5,000程度の概況図及び天然色写真(カラー写真)」に改め、同号の次に次の2号を加える。

(3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1:1,000程度の平面図

(4) その他行為の施行方法の表示に必要な図面

別記第5号様式その14の2 記載上の注意第1号中「県立公園」を「県立自然公園」に改め、同様式その14の2 記載上の注意第5号及び第6号を次のように改める。

(5) 「関連行為の概要」欄には、支障木の伐採(樹種、本数、面積等)、支障となる動植物の除去等、申請行為に伴う行為の内容を具体的に記入してください。また、特別地域内で採取した木竹以外の植物を再度植栽・播種する場合、場所等の詳細を記入してください。

なお、詳細については、添付図面に表示してください。

(6) 「備考」欄には、次の事項を記入してください。

ア 他の法令、条例又は規則の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況

イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み

ウ 過去に熊本県立自然公園条例の許可を受けたものにあっては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件

エ 申請者と担当者が異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等

別記第5号様式その15を次のように改める。

別記第5号様式 その15(第9条関係)

特別地域内動物の放出(家畜の放牧を含む。)許可申請書

熊本県立自然公園条例第21条第4項の規定により 県立自然公園の特別地域内における動物の放出(家畜の放牧を含む。)の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

申請者 住所(所在地)〒

氏名(名称及び代表者名)

電話番号

熊本県知事 様

目的		
場所		市 町 大字 字 番地 郡 村
行為地及びその付近の状況		
動物(家畜)の種類		
施行方法	動物(家畜)の数量(頭数)	
	管理方法	
	関連行為の概要	

予 定 期 間	着 手 日	年 月 日
	完 了 日	年 月 日
備 考		

1 添付図面

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺1:25,000程度の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺1:5,000程度の概況図及び天然色写真（カラー写真）
- (3) その他行為の施行方法の表示に必要な図面

2 記載上の注意

- (1) 申請文の「 県立自然公園」の箇所には当該県立自然公園の名称を記入してください。

なお、不要の文字は抹消してください。

- (2) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示すために必要な事項を記入してください。

なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示してください。

- (3) 「動物(家畜)の種類」欄には、放出する動物(家畜)の種類(亜種である場合は、亜種レベルまで)を記入してください。

- (4) 「管理方法」欄には、放出する動物(家畜)が当該地周辺の景観の維持に支障を及ぼさないための措置を記入してください。

なお、家畜にあっては、放牧面積、放牧施設及び放牧時期を記入してください。

- (5) 「備考」欄には、次の事項を記入してください。

ア 他の法令、条例又は規則の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況

イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み

ウ 過去に熊本県立自然公園条例の許可を受けたものにあっては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件

エ 申請者と担当者が異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等

別記第5号様式その16中「県立公園の」を「県立自然公園の」に、「**行為地**」を「**場所**」に改め、同様式その16の1添付図面の第1号中「縮尺1:25,000以上」を「行為の場所を明らかにした縮尺1:25,000程度」に改め、同様式その16の1添付図面の第2号中「縮尺1:5,000以上」を「行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺1:5,000程度」に改め、「天然色写真」の次に「(カラー写真)」を加える。

別記第5号様式その16の2記載上の注意第1号中「県立公園」を「県立自然公園」に改め、同様式その16の2記載上の注意第5号を次のように改める。

- (5) 「備考」欄には、次の事項を記入してください。
- ア 他の法令、条例又は規則の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
 - イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み
 - ウ 過去に熊本県立自然公園条例の許可を受けたものにあっては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件
 - エ 申請者と担当者が異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等

別記第6号様式中「第9条」を「第9条の2」に、「県立公園の」を「県立自然公園の」に、「**行為地**」を「**場所**」に改め、同様式の1添付図面第1号中「縮尺1:25,000以上」を「行為の場所を明らかにした縮尺1:25,000程度」に改め、同様式の1添付図面第2号中「縮尺1:5,000以上」を「行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺1:5,000程度」に改め、「天然色写真」の次に「(カラー写真)」を加え、同様式の1添付図面第3号中「縮尺1:1,000以上」を「行為の施行方法を明らかにした縮尺1:1,000程度」に改め、同様式の1添付図面第4号中「縮尺1:1,000以上」を「行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1:1,000程度」に改め、同様式の2記載上の注意第1号中「県立公園」を「県立自然公園」に改める。

別記第7号様式中「第9条」を「第9条の2」に、「県立公園特別地域」を「県立自然公園特別地域」に、「**行為地**」を「**場所**」に改め、同様式の1添付図面第1号中「縮尺1:25,000以上」を「行為の場所を明らかにした縮尺1:25,000程度」に改め、同様式の2記載上の注意第1号中「県立公園」を「県立自然公園」に改める。

別記第8号様式中「第9条」を「第9条の2」に、「県立公園特別地域」を「県立自然公園特別地域」に、「**行為地**」を「**場所**」に改め、同様式の1添付図面第1号中「縮尺1:25,000以上」を「行為の場所を明らかにした縮尺1:25,000程度」に改め、同様式の1添付図面第2号中「縮尺1:5,000以上」を「行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺1:5,000程度」に改め、「天然色写真」の次に「(カラー写真)」を加え、同様式の2記載上の注意第1号中「県立公園」を「県立自然公園」に改め、同様式の2記載上の注意第4号を次のように改める。

- (4) 「備考」欄には、次の事項を記入してください。
- ア 他の法令、条例又は規則の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
 - イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み
 - ウ 過去に熊本県立自然公園条例の許可を受けたものにあっては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件
 - エ 申請者と担当者が異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等

別記第9号様式中「第9条」を「第9条の2」に、「県立公園特別地域」を「県立自然公園特別地域」に、「**行為地**」を「**場所**」に改め、同様式の1添付図面第1号中「縮尺1:25,000以上」を「行為の場所を明らかにした縮尺1:25,000程度」に改め、同様式の1添付図面第2号中「縮尺1:5,000以上」を「行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺1:5,000程度」に改め、「天然色写真」の次に「(カラー写真)」を加え、同様式の2記載上の注意第1号中「県立公園」を「県立自然公園」に改め、同様式の2記載上の注意第4号を次のように改める。

- (4) 「備考」欄には、次の事項を記入してください。
- ア 他の法令、条例又は規則の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
 - イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み
 - ウ 過去に熊本県立自然公園条例の許可を受けたものにあっては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件
 - エ 申請者と担当者が異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等

第9号様式の次に次の1様式を加える。

別記第9号の2様式(第10条、第24条関係)

特別地域（普通地域）内で行う自然を活用した催しの計画書

熊本県立自然公園条例施行規則第10条第46号（第24条第16号）の規定により
県立自然公園の特別地域（普通地域）内における自然を活用した催しの計画書を提出します。

年 月 日

提出者 住所(所在地)
氏名(名称及び代表者名)
電話番号

熊本県知事 様

催 し 内 容	名 称	
	主 催 者 名	
	目 的	市 町 大字 字 番地 郡 村
	開 催 场 所	
	開 催 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
行 為 地 及 び そ の 付 近 の 状 況		
行 為 の 概 要		
風 致 の 維 持 の た め に 行 わ れ る 措 置 の 内 容		
原 状 回 復 を 確 実 に 実 施 す る た め の 体 制 及 び 方 法 並 び に そ の 実 施 期 限		

備

考

記載上の注意

1 提出文の「**県立自然公園**」の箇所には当該県立自然公園の名称を記入してください。

なお、不要の文字は抹消してください。

2 「開催場所」欄には、市郡、町村、大字、小字、地番（地先）等を記入してください。

3 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項のほか、行為地が原状回復が可能な場所であることを示す上で必要な事項を記入してください。

4 「行為の概要」欄には、工作物の設置、広告物の掲出その他の自然を活用した催しを実施するのに必要な行為の概要を記入してください。

なお、詳細については、添付図面に表示してください。

また、「行為の概要」が未確定の場合は、当該工作物の新築等に着手する15日前までに熊本県知事に、その概要を、通知してください。

5 「風致の維持のために行われる措置の内容」欄には、仮設の植生保護柵の設置、広告物の規模や色彩その他の当該地の風致の維持のために執られる配慮事項を記入してください。

6 「原状回復を確実に実施するための体制及び方法並びにその実施期限」欄には、ゴミ収集、砂浜の地ならしその他の跡地の整理のために行う措置及びその実施体制並びにその実施期限を記入してください。

7 「備考」欄には次の事項を記入してください。

ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況

イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み

別記第10号様式その1中「県立公園の」を「県立自然公園の」に、「[行為地]」を「[場所]」に改め、同様式その1の1添付図面第1号中「縮尺1:25,000以上」を「行為の場所を明らかにした縮尺1:25,000以上」に改め、同様式その1の1添付図面第2号中「縮尺1:5,000以上」を「行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺1:5,000程度」に改め、「天然色写真」の次に「(カラー写真)」を加え、同様式その1の1添付図面第3号中「縮尺1:1,000以上」を「行為の施行方法を明らかにした縮尺1:1,000程度」に改め、同様式その1の1添付図面第4号中「縮尺1:1,000以上」を「行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1:1,000程度」に改め、同様式その1の1添付図面に次の1号を加える。

(5) その他行為の施行方法の表示に必要な図面

別記第10号様式その1の2記載上の注意第1号中「県立公園」を「県立自然公園」に改め、同様式その1の2記載上の注意第4号中「伐採」の次に「(樹種、本数、面積等)、支障となる動植物の除去」を加え、「残土処理」を「(面積、切土盛土量等)、残土量とその処理方法」に、「等当該行為に伴う行為の種類及び施行方法を」を「の設置等、届出行為に伴う行為の内容を具体的に」に改め、同様式その1の2記載上の注意第6号を次のように改める。

(6) 「備考」欄には、次の事項を記入してください。

ア 他の法令、条例又は規則の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
イ 土地所有関係及び届出者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み
ウ 過去に熊本県立自然公園条例の届出を行ったものにあっては、その旨並びに届出受理の日付、番号及び付された条件
エ 届出者と担当者が異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等
別記第10号様式その2中「県立公園の」を「県立自然公園の」に、「[行為地]」を「[場所]」に改め、同様式その2の1添付図面第1号中「縮尺1:25,000以上」を「行為の場所を明らかにした縮尺1:25,000程度」に改め、同様式その2の1添付図面第2号中「縮尺1:5,000以上」を「行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺1:5,000程度」に改め、「天然色写真」の次に「(カラー写真)」を加え、同様式その2の2記載上の注意第1号中「県立公園」を「県立自然公園」に改め、同様式その2の2記載上の注意第2号を削り、同様式その2の2記載上の注意に次の3号を加える。

(2) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生、着生する動植物等周辺の状況を示す上で必要な事項及び現在の水位(水量)(一定の期間ごとに水位(水量)が異なる場合には、その期間別の水位(水量))を記入してください。

なお、水量の単位が立方メートル毎秒としてください。

なお、詳細については、添付図面に表示してください。

(3) 「関連行為の概要」欄には、工事用仮工作物の設置等、届出行為に伴う行為の内容を具体的に記入してください。

なお、詳細については、添付図面に表示してください。

(4) 「備考」欄には、次の事項を記入してください。

ア 他の法令、条例又は規則の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況

イ 土地所有関係及び届出者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み

ウ 過去に熊本県立自然公園条例の届出を行ったものにあっては、その旨並びに届出受理の日付、番号及び付された条件

エ 届出者と担当者が異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等

別記第10号様式その3を次のように改める。

別記第10号様式 その3(第22条関係)

普通地域内の広告物の設置等届出書

熊本県立自然公園条例第31条第1項の規定により 県立自然公園の普通地域内
において 行為をするので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 住所(所在地)
氏名(名称及び代表者名)
電話番号

熊本県知事 様

目 的		
場 所		市 町 大字 字 番地 郡 村
行為地及びその付近の状況		
広告物等の種類		
施行方法	独立して設置する場合の敷地面積	
	広告物を掲出し、又は表示する工作物の種類及びその箇所	
	規模及び構造	
	主要材料	
	色 彩	

	表 示 の 内 容	
	関連行為の概要	
予定期間	着 手 日	年 月 日
	完 了 日	年 月 日
備 考		

1 添付図面

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺1:25,000程度の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺1:5,000程度の概況図及び天然色写真（カラー写真）
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1:1,000程度の平面図、立面図、断面図及び意匠配色図（立面図に彩色したものでも可）
- (4) その他行為の施行方法に表示に必要な図面（構造図等）

2 記載上の注意

- (1) 届出文の「 県立自然公園」の箇所には当該県立自然公園の名称を、「 の行為」の箇所には、「広告物の設置の許可」「広告の工作物への表示の許可」等許可を受けようとする行為の種別を記入してください。
- (2) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示すために必要な事項を記入してください。
なお、詳細については、添付図面に表示してください。
- (3) 「広告物を掲出又は表示する工作物の種類及びその箇所」欄には、店舗の屋根、倉庫の壁面等、当該広告物を掲出又は表示しようとする工作物の種類と、掲出又は表示しようとする箇所を記入してください。
なお、詳細については、添付図面に表示してください。
- (4) 「関連行為の概要」欄には、支障木の伐採（樹種、本数、面積等）、支障となる動植物の除去、敷地造成（面積、切土盛土量等）、残土量とその処理方法、工事用仮工作物の設置等、届出行為に伴う行為の内容を具体的に記入してください。
なお、詳細については、添付図面に表示してください。
- (5) 「備考」欄には、次の事項を記入してください。
ア 他の法令、条例又は規則の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況

- イ 土地所有関係及び届出者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み
- ウ 過去に熊本県立自然公園条例の届出を行ったものにあっては、その旨並びに届出受理の日付、番号及び付された条件
- エ 届出者と担当者が異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等

別記第10号様式その4中「県立公園の」を「県立自然公園の」に、「[行為地]」を「[場所]」に改め、同様式その4の1添付図面第1号中「縮尺1:25,000以上」を「行為の場所を明らかにした縮尺1:25,000程度」に改め、同様式その4の1添付図面第2号中「縮尺1:5,000以上」を「行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺1:5,000程度」に改め、「天然色写真」の次に「(カラー写真)」を加え、同様式その4の1添付図面第3号中「縮尺1:1,000以上」を「行為の施行方法を明らかにした縮尺1:1,000程度」に改め、同様式その4の1添付図面第4号中「縮尺1:1,000以上」を「行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1:1,000程度」に改め、同様式その4の1添付図面に次の1号を加える。

(5) その他行為の施行方法の表示に必要な図面

別記第10号様式その4の2記載上の注意中第5号を削り、第4号を第5号とし、同様式その4の2記載上の注意第3号中「等当該行為に伴う行為の種類及び施行方法を」「の設置等、届出行為に伴う行為の内容を具体的に」に改め、同号を同様式その4の2記載上の注意第4号とし、同様式その4の2記載上の注意第2号の次に次の1号を加える。

(3) 「工事の方法」欄には、工事計画(時期、工種等)を記入してください。

なお、詳細については、添付図面に表示してください。

別記第10号様式その4の2記載上の注意に次の1号を加える。

(6) 「備考」欄には、次の事項を記入してください。

ア 他の法令、条例又は規則の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況

イ 土地所有関係及び届出者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み

ウ 過去に熊本県立自然公園条例の届出を行ったものにあっては、その旨並びに届出受理の日付、番号及び付された条件

エ 届出者と担当者が異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等

別記第10号様式その5中「県立公園の」を「県立自然公園の」に、「[行為地]」を「[場所]」に改め、同様式その5の1添付図面第1号中「縮尺1:25,000以上」を「行為の場所を明らかにした縮尺1:25,000程度」に改め、同様式その5の1添付図面第2号中「縮尺1:5,000以上」を「行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺1:5,000程度」に改め、「天然色写真」の次に「(カラー写真)」を加え、同様式その5の1添付図面第3号中「縮尺1:1,000以上」を「行為の施行方法を明らかにした縮尺1:1,000程度」に改め、同様式その5の1添付図面第4号中「縮尺1:1,000以上」を「行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1:1,000程度」に改め、同様式その5の1添付図面に次の1号を加える。

(5) その他行為の施行方法の表示に必要な図面

別記第10号様式その5の2記載上の注意第1号中「県立公園」を「県立自然公園」に改め、同様式その5の2記載上の注意中第7号を削り、同様式その5の2記載上の注意第5号中「伐採」の次に「(樹種、本数、面積等)、支障となる動植物の除去」を加え、「当該行為に伴う行為の種類及びその施行方法を」「、「届出行為に伴う行為の内容を具体的に」に改め、同号を同様式その5の2記載上の注意第6号とし、同様式その5の2記載上の注意中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 「掘採(採取)量」欄には、容積(立方メートル)及び重量(トン、グラム)により掘採(採取)量を記入してください。

別記第10号様式その5の2記載上の注意に次の1号を加える。

(8) 「備考」欄には、次の事項を記入してください。

ア 他の法令、条例又は規則の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況

イ 当該行為が鉱業法第63条に規定する施業案を必要とするものであるときは、当該施業案の概要

ウ 土地所有関係及び届出者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み

エ 過去に熊本県立自然公園条例の届出を行ったものにあっては、その旨並びに届出受理の日付、番号及び付された条件

オ 届出者と担当者が異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等

別記第10号様式その6中「県立公園普通地域」を「県立自然公園普通地域」に、「[行為地]」を「[場所]」に改め、同様式その6の1添付図面第1号中「縮尺1:25,000以上」を「行為の場所を明らかにした縮尺1:25,000程度」に改め、同様式その6の1添付図面第2号中「縮尺1:5,000以上」を「行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺1:5,000程度」に改め、「天然色写真」の次に「(カラー写真)」を加え、同様式その6の1添付図面第3号中「縮尺1:1,000以上」を「行為の施行方法を明らかにした縮尺1:1,000程度」に改め、同様式その6の1添付図面第4号中「縮尺1:1,000以上」を「行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1:1,000程度」に改め、同様式その6の1添付図面に次の1号を加える。

(5) その他行為の施行方法の表示に必要な図面

別記第10号様式その6の2記載上の注意第1号中「県立公園」を「県立自然公園」

に改め、同様式その6の2 記載上の注意第3号中「等当該行為」を「、工事用仮設工作物の設置等、届出行為」に改め、同様式その6の2 記載上の注意第5号を次のように改める。

- (5) 「備考」欄には、次の事項を記入してください。
- ア 他の法令、条例又は規則の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
 - イ 土地所有関係及び届出者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み
 - ウ 過去に熊本県立自然公園条例の届出を行ったものにあっては、その旨並びに届出受理の日付、番号及び付された条件
 - エ 届出者と担当者が異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等
- 別記第11号様式から別記第13号様式までの規定中「第25条の4」を「第25条の5」に、「県立公園」を「県立自然公園」に改める。
- 別記第14号様式及び別記第15号様式中「第25条の4」を「第25条の7」に、「県立公園」を「県立自然公園」に改める。
- 別記第16号様式中「第25条の4」を「第25条の8」に、「県立公園」を「県立自然公園」に改める。
- 別記第17号様式を次のように改める。

別記第17号様式(第25条の10関係)

自然体験活動促進計画に係る認定申請書

年 月 日

熊本県知事 様

申請者 住所(所在地)〒

氏名(名称及び代表者名)

電話番号

熊本県立自然公園条例第39条の3第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を申請します。

1 添付書類

- (1) 計画区域を明らかにした縮尺1:25,000程度の地形図

なお、地形図には各々の自然体験活動促進事業の実施範囲について図示すること。

- (2) 熊本県立自然公園条例第21条第4項の許可を要する自然体験活動促進事業が計画に記載される場合にあっては、当該事業ごとに以下の書類を添付すること。

ア 行為の場所を明らかにした縮尺1:25,000程度の地形図

イ 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺1:5,000程度の概況図及び天然色写真(カラー写真)

ウ その他、行為の施行方法の表示に必要な図面

- (3) 熊本県立自然公園条例第31条第1項の規定による届出を要する自然体験活動促進事業が計画に記載される場合にあっては、当該事業ごとに以下の書類を添付すること。

ア 行為の場所を明らかにした縮尺1:25,000程度の地形図

イ 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺1:5,000程度の概況図及び天然色写真(カラー写真)

ウ その他、行為の施行方法の表示に必要な図面

- (4) その他参考となるべき書類、図面又は写真

2 記載上の注意

- (1) 「申請者」には、自然体験活動促進計画を作成した協議会の構成員である市町村又はを代表として記載し、共同申請を行う当該計画に記載された自然体験活動促進事業を実施しようとする者については別表に記載すること。

(2) 申請者が法人又は法人でない団体である場合にあっては、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。

別表

共同申請者の氏名及び住所

別記第17号様式の次に次の1様式を加える。

別記第18号様式(第30条関係)

(表)

第 号

身 分 証 明 書

所 属

職 氏 名

上記の者は、熊本県立自然公園条例第17条、第29条、第33条、第39条の6に規定する報告の徴収及び立入検査、第35条に規定する利用のための規制の指示並びに第52条に規定する実地調査を行うことができる職員であることを証明する。

年 月 日

熊本県知事

印

(裏)

熊本県立自然公園条例(抄)**(報告徴収及び立入検査)**

第17条 知事は、第11条第3項の認可を受けた者に対し、第4条及び第10条から前条までの規定の施行に必要な限度において、その公園事業の執行状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、その公園事業に係る施設に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 知事は、第4条及び第10条から前条までの規定の施行に必要な限度において、第16条の3第4項の認定（第16条の4第1項の変更の認定を含む。）を受けた者に対し、当該認定を受けた利用拠点整備改善計画（変更があったときは、その変更後のもの。以下「認定利用拠点整備改善計画」という。）の実施状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、認定利用拠点整備改善計画に係る土地若しくは建物内に立ち入り、認定利用拠点整備改善計画に係る建物、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 3 前2項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(報告徴収及び立入検査)

第29条 知事は、第23条からこの条までの規定の施行に必要な限度において、指定認定機関に対し、その認定関係事務に関し報告を求め、又はその職員に、指定認定機関の事務所に立ち入り、指定認定機関の帳簿又は書類（これらの作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(報告徴収及び立入検査)

第33条 知事は、県立自然公園の保護のために必要があると認めるときは、第21条第4項若しくは第22条第3項第8号の規定による許可を受けた者又は第31条第2項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置を執るべき旨を命ぜられた者に対して、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

- 2 知事は、第21条第4項、第22条第3項第8号、第31条第2項又は前条の規定による処分をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、その職員に、県立

自然公園の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、第21条第4項各号、第22条第3項8号若しくは第31条第1項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、又はこれらの行為の風景に及ぼす影響を調査させることができる。

- 3 前項の規定による立入検査又は立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 4 第1項及び第2項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(利用のための規制)

第35条 県立自然公園の特別地域又は集団施設地区内においては、何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 当該県立自然公園の利用者に著しく不快の念を起こさせるような方法で、ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。
 - (2) 著しく悪臭を発散させ、拡声機、ラジオ等により著しく騒音を発し、展望所、休憩所等をほしいままに占拠し、嫌惡の情を催させるような仕方で客引きをし、その他当該県立自然公園の利用者に著しく迷惑をかけること。
 - (3) 野生動物（鳥類又は哺乳類に属するものに限る。以下この号において同じ。）に餌を与えることその他の野生動物の生態に影響を及ぼす行為で規則で定めるものであって、当該県立自然公園の利用に支障を及ぼすおそれのあるものを行うこと。
- 2 県の当該職員は、特別地域又は集団施設地区内において前項第2号又は第3号に掲げる行為をしている者があるときは、その行為をやめるべきことを指示することができる。
 - 3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(報告徵取及び立入検査)

第39条の6 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、第39条の3第3項の認定を受けた者に対し、認定自然体験活動促進計画の実施状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、認定自然体験活動促進計画に係る土地若しくは建物内に立ち入り、認定自然体験活動促進計画に係る工作物、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
 - 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- (実地調査)

第52条 知事は、県立自然公園の指定、公園計画の決定又は公園事業の決定若しくは執行に関し、実地調査のため必要があるときは、当該職員をして、他人の土地に立ち入らせ、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹若しくは垣、さく等を伐採させ、若しくは除去させることができる。ただし、他の法令に実地調査に関する規定があるときは、当該規定の定めるところによる。

- 2 知事は、当該職員をして前項の規定による行為をさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者(所有者の住所が明らかでないときは、その占有者。この条において以下同じ。)及び占有者並びに木竹又は垣、さく等の所有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。
- 3 第1項の職員は、日出前及び日没後においては、宅地又は垣、さく等で囲まれた土地に立ち入ってはならない。
- 4 第1項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 5 土地の所有者若しくは占有者又は木竹若しくは垣、さく等の所有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げてはならない。

第8章 罰則

第59条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第17条第1項若しくは第2項、第29条第1項若しくは第39条の6第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により第23条第5項(同条第8項において準用する場合を含む。)の立入認定証の再交付を受けたとき。
- (3) 第26条第4項の許可を受けないで認定関係事務の全部を廃止したとき。
- (4) 第31条第1項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (5) 第31条第5項の規定に違反したとき。
- (6) 第33条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (7) 第33条第2項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
- (8) 県立自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、みだりに第35条第1項第1号に掲げる行為をしたとき。
- (9) 県立自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、第35条第2項の規定による当該職員の指示に従わないで、みだりに同条第1項第2号又は第3号に掲げる行為をしたとき。
- (10) 第52条第5項の規定に違反して、同条第1項の規定による立入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げたとき。

第60条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第55条、第56条、第58条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

第61条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第11条第9項、第14条又は第15条第2項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者(第11条第3項の認可を受けた者に限る。)

(2) 第23条第6項(同条第8項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、立入認定証を携帯しないで立ち入った者

附 則

- 1 この規則は、令和5年7月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の熊本県立自然公園条例施行規則（以下「旧規則」という。）の規定により提出されている申請書その他の書類は、改正後の熊本県立自然公園条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。
- 3 新規則第10条、第12条又は第24条の規定により新たに熊本県立自然公園条例（昭和33年熊本県条例第45号）に基づく許可又は届出を要することとなった行為で、この規則の施行の際現に着手しているものについては、これらの規定は適用しない。
- 4 この規則の施行の際現に交付されている旧規則の規定による身分証明書は、新規則の規定による身分証明書とみなす。